

## 〈論 説〉

# 背骨なき GATT\*

鳴 瀬 成 洋

### 目 次

1. 背骨なき GATT
2. GATT の成立——多角主義破綻の裏面——
3. GATT の構造
  - 3.1 関税システム
  - 3.2 非関税措置
4. 国際通商と法
  - 4.1 相互主義の泥濘——ケネディ・ラウンド——
  - 4.2 コード主義の功罪——東京ラウンド——
5. GATT相互主義ルールの欠文

## 1. 背骨なき GATT

内側に向かっては、国家として編成されねばならない市民社会は、外側に向かっては、国民性としておのれを認めさせようとする。互いに矛盾する多様な私的利害の中の特定の私的利害に普遍性の形式を付与することによって成立する共同的利害は、対外的には国益という姿をとって現われる。それが世界経済において国家主義の激突を生む。国家間の利害の相克はその裏面では、種々の条約の締結へと諸国を導く。多様な形態の二国間通商条約の網の目が張り巡ら

---

\* 本稿は、1988年6月25日に行った神奈川大学経済貿易研究所公開講演会（主催神奈川大学経済貿易研究所）での講演をもとにまとめたものである。資料に関しては、大蔵省関税局国際第一課の鶴巻嘉一氏にお世話になった。記して感謝申し上げたい。なお本稿のすべての責任は私自身にあることを確言しておく。

された世界経済に、それ全体を統括する協定・ルールが策定されたことが、戦後世界経済の新局面の一つである。IMF 協定と GATT をその代表として挙げる事ができる。

戦間期においても、国際連盟は国際協力を促進するための基盤を提供しようとした。が、その意図を実現するための国際的フレームワークを確立することはできなかった。その下で多くの会議がなされた。だがそこでは、無差別主義と自由貿易の有益性が儀式的に主張されたにすぎず、30年代の不況と戦争へと世界を導いた貿易障壁と差別措置を打ち壊すことはできなかった。それに比し、IMF・GATT 体制と称せられる戦後世界経済は、表1、表2に示されるように、生産の成長率を上回る輸出の成長率を実現した。貿易主導型成長と言われ

表1 世界の商品貿易と生産の成長率 (年平均数量変化率)

	1963-73	1973-83	1980	1981	1982	1983	1984
輸 出							
全 商 品	9	3	1/2	1	-3	3	9
農 産 物	4	3	7	4	-1	1	7
鉱 物 <sup>a</sup>	7 1/2	-2	-6 1/2	-10	-6	-1	3
製 造 品	11 1/2	4 1/2	5	4	-2	5	12
生 産							
全 商 品	6	2	1/2	1	-2	2	5 1/2
農 業	2 1/2	2	0	4	2 1/2	0	5
鉱 業	5 1/2	1/2	-2	-2	-7 1/2	-1 1/2	2
製 造 業	7 1/2	2 1/2	1/2	1/2	-2	3 1/2	7 1/2

(注) a 燃料と非鉄金属を含む。

(出所) GATT, *International Trade* 1984/85.

表2 輸出と GDP の年平均成長率

	1913-50	1950-73	1973-9
輸 出	1.0	8.6	4.8
G D P	1.9	4.9	2.5

(注) 数値は16カ国 (オーストラリア, オーストリア, ベルギー, カナダ, デンマーク, フィンランド, フランス, ドイツ, イタリア, 日本, オランダ, ノルウェー, スウェーデン, スイス, イギリス, アメリカ) の年平均成長率の算術平均を示す。

(出所) A. Maddison, *Phases of Capitalist Development*, Oxford, Oxford University Press, 1987, Table 3.2, Table 3.7.

る所以である。70年代後半以降、成長のエンジンとしての貿易の力は著しく弱まったが、30年代とは異なり、世界経済の統一性は維持されている。戦間期が、地球上の領土的分割とそれをベースにしたブロック経済の形成へと先進諸国を導いてゆく帝国主義段階であったのに対して、戦後は段階としての帝国主義が終焉した時期であるという歴史段階の決定的相違を無視して、未曾有の不況から再度の世界戦争への突入と高度成長の実現という二つの時期の正反対の帰結を、国際連盟と IMF・GATT の世界経済を統御する力能の相違に帰すことはできない。しかし IMF と GATT は戦後世界経済の成長と安定に対して何事かをなしえたことは疑いない。だが、それは自由貿易を全世界へ布教してゆくことでは決してなかった。そうでなかったことの証左には事欠かない。悲しむべきことに、IMF 協定には、国際機関を介した公的資金の供与ではなく、その枠外で双務的な援助という形でドルを供与することによって世界経済を再編するというアメリカの利害が、既に織り込み済みであった。不名誉なことに、GATT は諸国の利害が錯綜する領域をすべて原則の例外とし、自らの手で自分を「法律の迷路」(legal maze)<sup>(1)</sup> にしてしまった。IMF 協定と GATT において、低開発国の権利が付随的な位置づけしか与えられていないのに対抗して、果敢にも UNCTAD の採った戦略は、自由貿易の実現を阻んでいる障害を取り除いてゆくことではなく、低開発国の経済発展に資するべく、自由貿易に対する新たな攪乱要因を世界経済に創り出してゆくことであった。その際、低開発国が特に狙いをつけたのは、一次産品市場のカルテル化と一般的特惠制度の創設である。

以上のことから、一般になされているように、IMF と GATT を「先進国本位の制度」と位置づけることは正しい。また「自由貿易の神話」を暴き、「自由貿易は原則ではなく便宜である」と主張することも、的はずれなことではない。<sup>(2)</sup> だが「先進国本位の制度」、「自由貿易の神話」という共通項を摘出するだけに留まるならば、IMF と GATT の差異と特徴を捉えることはできない。差異と特徴を捉えるといっても、IMF が固定相場制に基づく統一的為替制度の維持を基本任務とし、GATT が貿易障壁を軽減し、差別待遇を除去し、世

界的レベルでの資源の効率的利用を実現することを目的としていることから、自由貿易を維持し、多角主義を支えるにおいて、両者は相補関係にあるという程度の理解に終わるのでは、何にもならない。捉えるべき差異と特徴とは、両者の引き受ける役割の違い以上のことである。

IMF と GATT はともに英米の協調と対立、妥協と決裂の中から生まれた。だが成立の過程、国際法としての性格、成立後の歩みというすべての点で、両者は極めて対照的である。それぞれ自国の利害を整合的に体现したホワイト案とケインズ案の角逐の末、後者をベースにして成立した IMF は、固定相場制の維持を第一の目的としており、旧 IMF 協定は、そのための厳格な義務と禁止の規定によって満たされている。そして IMF は、固定相場制という原則を破壊する困難に、様々の国際通貨協力をもって立ち向かった。だがそれにもかかわらず、1971年、アメリカの金・ドル交換義務の放棄によって潰えてしまった。これに対して GATT は、国際貿易機構 (International Trade Organization: ITO) が成立するまでの過渡的協定にすぎなかったが、国際貿易機構が流産したため、自由貿易と多角主義の守護神の地位に、図らずも就くことになった。その後 GATT は関税引き下げを進める反面で、GATT 原則に反する問題に武器をもって立ち向かうのではなく、突き付けられた難問を次々と外に放り出し、世界貿易において GATT 原則の及ぶ範囲を自ら狭めながら存続してきた。だがパラドキシカルなことに、多角主義を維持する力が弱くなるのに比例して、GATT は、多角的貿易交渉の歴史に示されるように、増々大きな役割を担わされるようになってきている。40年に及ぶ活動の中で、GATT はこれまで7度の多角的貿易交渉を行ってきた。主要な交渉内容は、ケネディ・ラウンドまでは関税引き下げであったが、ケネディ・ラウンドではそれと並んで非関税措置が部分的に取り上げられ、東京ラウンドでは非関税措置が議論の中心となった。そして現在進行中のウルグアイ・ラウンドにおいては、従来の交渉分野に知的所有権、貿易関連投資措置、サービス貿易が新たに加えられ、合計15の交渉分野が設定されている(表3)。GATT の弱体化とそこでの交渉の活発化とその内容の多様化というコントラストをみていると、「やっつけ仕事ほど長持ち

表3 新ラウンド15交渉分野

交渉項目	交渉目的
関税	○関税の軽減および撤廃 ○関税譲許の範囲の拡大
非関税措置	○数量制限を含む非関税措置の軽減・撤廃
熱帯産品	○熱帯産品に対する関税および非関税措置の軽減・撤廃
天然資源産品	○天然資源産品貿易の最大限の自由化の達成 ○天然資源産品に対する関税・非関税措置の軽減・撤廃
繊維	○繊維貿易をガットに究極的に統合し、一層の貿易自由化を推進するための方策の確立
農業	○輸入障壁の低減による市場アクセスの改善 ○農業貿易に影響のある補助金に対する規制の拡充 ○動植物検疫などの規制および障壁の軽減
ガット条項	○現行ガット条文の見直しと改正
セーフガード	○セーフガードに関するルールの策定と包括的な合意作り
MTN (マルチラテラル・トレード・ネゴシエーション) 諸協定	○東京ラウンド交渉時に策定された協定類の改善, 明確化, 拡大
補助金・相殺措置	○補助金・相殺措置にかかわるガット規定および補助金・相殺措置協定の見直し
紛争処理	○ガットでの紛争処理の規則および手続きの改善・強化
知的所有権	○知的所有権の保護のためのガット規定の明確化および新たな規則・規律の作成
貿易関連投資措置	○投資措置の貿易制限的効果とガット条文との関連の検討 ○投資措置が貿易に及ぼす悪影響を回避するための新たなルールの策定
ガット体制の機能	○貿易政策などに関する監視機能の強化 ○ガット運営への関係の参加 ○通貨・金融に関する国際機関などとの関係強化
サービス貿易	○サービス貿易拡大のための原則およびルールの多角的枠組みの構築

(出所) 『朝日新聞』 1988年9月16日。

(3) する」(ガードナー) という文句以上に、GATT を語るのに至当な言葉はないと言ってよい。だがそれで済ますわけにはゆくまい。首尾一貫した構成をもった旧 IMF 協定が潰えたのに対し、「やっつけ仕事」たる GATT が今日まで存続しており、そしてそれだけでなく、GATT 原則と世界貿易の現実とのギャップが日一日と大きくなり、GATT の存在意義そのものが疑わしくなっているにもかかわらず、商品貿易以外の領域にも GATT の支配を及ぼす動きが見られる。何故か。それは自由貿易の拡大につながるのか。

この問いに対してよくなされる解答は、IMF と対照的な GATT の展開は GATT 成功の証左であり、成功の鍵は運用の弾力性にある、というものである。だがこういうモチーフで描かれる GATT 像はあまりにも淡白というものだ。GATT の下で多角的貿易交渉が活発に行われているのは事実である。しかしこの事実をもって GATT の成功というのは早計である。交渉の成果は GATT 原則によってもたらされたものか。交渉を重ねる度に夾雑物が取り除かれ、GATT 原則は強化されているのか。運用の弾力性とは、むしろ GATT 原則が侵害されていることの裏返しであり、GATT が自由貿易の「空虚な主体」にすぎないことを示しているのではないか。

先の解答は、GATT を深部から捉えたうえでなされたものではない。深部からというのは、世界経済の構造という土台との関係で、ということである。それは「先進国本位の制度」、「自由貿易の神話」というありきたりの GATT 理解についても同様である。IMF と GATT は戦後の国際経済秩序を維持するための上部構造である。両者は世界経済の構造という土台から生み出され、それを反映している。だが、同じ土台から生み出された上部構造でありながら、IMF と GATT の間には、あらゆる点において以上で述べた差異がある。旧 IMF が潰えたのに対して、GATT は存続しているだけでなく、依然として、世界貿易を律する最高のルール<sup>1</sup>の地位にある。この際立った相違は、IMF と GATT は異なる位相で世界経済の構造を捉えており、両者はそれぞれが捉えた構造の論理に法の衣を着せたものであることを示している。ともに世界経済の構造が創り出したものでありながら、法の衣を一枚めくってみるならば、両

者の全く違った肉体が現れてくる。IMF と GATT の間のあらゆる点での相違は、両者の肉体の違いである。だが、IMF と対照的な GATT の展開は、IMF に比し GATT の骨格が相当の重量にも耐えうるほどの強靱さをもっていることの証しではない。逆である。GATT の骨格は背骨を欠いているのである。そうであるが故に、GATT は現実がどのような形をとろうとも、それに収まりうる。そしてまた、それ故に、現実を自らの原則に従って統御しえないのである。それを GATT の柔構造と言うべきではない。世界経済の構造との関連で GATT を捉える視角をもたないが故に、こんな甘い理解が出て来るのである。世界経済を統御しうるには、国際法はまず自らが堅固な骨格を備えねばならない。しかし GATT はその中軸を欠いているのである。「背骨なき GATT」、そう、GATT にはこの言葉が相応しい。私は、GATT 成立の経緯、GATT の構造とその活動を材料にし、IMF との差異を際立たせる画法を用いて、「背骨なき GATT」の肉体を描きたいと思う。

## 2. GATT の成立——多角主義破綻の裏面——

戦後世界経済の基本構造の形成において主役を演じたのは、言うまでもなく英米両国である。30年代の差別的貿易政策の横行とブロック経済の形成が、世界を再度の戦争へと導いたことの反省から、両国は世界市場の統一の回復という共同的利害に立つことができた。その限りで両国の協力は実現しえた。だがアメリカとイギリスの置かれた正反対の経済状態は、多角主義実現の道を巡って、両国を激しい対立へと導いた。戦後、国際収支難に陥ることが明らかなイギリスにとっては、英連邦特惠制度とスターリング・ブロックを維持し、差別政策を続けることは、国際収支の擁護と経済の再建のためには不可欠であり、多角体制の構築は、債権国アメリカがどこまでそのための負担を引き受けるかにかかっていた。そもそも多角主義は世界経済の安定すなわちイギリスの再建を前提として成り立つのであり、そのための費用をアメリカが高率関税の引き下げと金融的援助という形で負担することが、多角主義実現の道だ、というわけである。これに対して、既に戦時中から過剰生産の兆しがみえており、海外

の市場開放が急務となっていたアメリカは、スターリング・ブロックと英連邦特惠制度という多角主義に反する要素で固められているイギリスが、それを解除することこそ多角体制を築く条件だという立場を譲ることはできない。

大西洋憲章が発表された1941年8月から、トルーマン大統領が国際貿易機構憲章の議会による承認を得ることを断念した1950年12月までの時期は、英米両国によって多角主義が構想され、それを実現するための機構と協定が実際に創られ、さらにそれらの機構と協定の力だけでは決して多角主義を実現しえないことを思い知らされた時期である。多角体制を築き上げるためには、債権国と債務国の調整をサポートするための制度が、金融面と通商面の両面から固められねばならない。国際収支の不均衡が生じたとき、赤字国は国内的調整手段を採らねばならないが、その負担を軽減するためには、国際金融機関からの金融的援助が不可欠である。だが国際通商が制限的であるならば、金融面からの支援も効果をあげることはできない。金融的支援が有効に働くためには、黒字国は輸入障壁を低減せねばならず、赤字国も差別的な手段に訴えることをしてはならない。貿易障壁の軽減は金融協力と並んで多角主義実現の支柱である。この支柱となるべく構想されたのが、国際通貨基金と国際貿易機構である。だがこの二つの支柱は多角体制を支えるための物質的基盤を欠いていた。国際通貨基金と世界銀行の活動は、トルーマン・ドクトリンとマーシャル・プランに取って替われ、ブレトン・ウッズ機関を通じた公的資金の供与によって世界的規模での多角主義を実現するという目標は、欧州地域の復興と統合そして軍事網の形成へと変質した。また英米金融協定（1947年）による対英借款と引きかえに1年後に実行されたポンドの交換性回復は、英国経済の弱体化を表面化させるだけで、アメリカの援助額に比べれば余りにも少ない37億5000万ドルの費用によっては、差別的通貨措置を解除しえないことを明らかにした。だが戦後過渡期における多角主義の破綻という刻印を最も強烈に身に帯びているのは、GATT 成立の裏面における国際貿易機構の流産である。1945年、アメリカの立案した「世界貿易と雇用の拡大のための提案」がイギリスの全面的同意を得て成立することによって、国際通商における協力機関として国際貿易機構を設立す



ることが議題に登った。その後、英米の対立を中心に各国の利害が錯綜する中で、ロンドン（1946年10月15日—11月26日）、ジュネーブ（1947年4月10日—10月30日）、ハバナ（1947年11月21日—48年3月24日）と会議を重ね、1948年国際貿易機構憲章が成立した。国際貿易機構憲章は9章106条の本文と本文の注釈を示した附属書（A-P項）から成る浩翰なものである。国際貿易機構憲章がこれほど大部なものになったこと自体、それが諸国のいかに複雑に絡み合った利害の産物であるかを物語っている。国際貿易機構憲章は、第一に、国際通商上の障壁と差別待遇の除去だけでなく、完全雇用の実現、経済開発・復興、制限的商慣習の防止、国際商品協定の締結のための基準となる原則を定め、第二に、これらの措置の実現を確実なものにし、国際貿易に関する諸問題を取り扱う国際貿易機構の設立とその構成について規定している。この国際機構憲章には参加56か国のうち、アルゼンチン、ポーランド、トルコを除く53か国が署名した。それが発効するためには署名国の過半数の批准が必要だが、それを批准したのはリベリアとオーストラリアのみであり（オーストラリアはアメリカの批准を条件としてそれを批准した）、その推進国たる英米によってすら批准は得られず、国際貿易機構は流産した。ガードナーの記念碑的著作が、英米が融通のきかない主張の空中戦を繰り返す中で、多角主義が一つ一つ破綻し、国際貿易機構の流産というクライマックスへと至る過程を chronological に辿る労を省いてくれる。ここでは国際貿易機構を死滅させた、戦後の国際通商の構図を巡る英米の基本的対立点を確認しておこう。

英米両国が相互援助協定（1942年）を承認したことは、大西洋憲章（1941年）の承認に続く、多角主義実現の「重要な第二歩目の前進<sup>(4)</sup>」であった。とりわけ戦後の通商政策について次のように述べた相互援助協定第7条は「経済面における戦後計画の基本的かつ法的骨格<sup>(5)</sup>」を形成するものであった。

「その目的は、第一に適切な対外・国内手段により生産・雇用、財貨の交流ならびに消費を拡大することで、これはすべての諸国民の自由と福祉の重要な基盤となるものである。第二にその目的は国際貿易上のあらゆる差別待遇措置を撤廃し、関税その他の貿易障壁を低減することである。」

この第7条では多角的貿易体制を実現するために負うべき義務として、生産と雇用の拡大、差別的措置の撤廃、関税その他の貿易障壁の低減が並記されているが、これらの義務は相互依存関係にある。すなわち差別的措置の撤廃は無条件に行われるのではなく、生産と雇用の拡大し不況を克服する措置の実行並びに関税の引き下げと平行して行われるのである<sup>(6)</sup>。従って一方が不況の克服と関税の引き下げに失敗するならば、他方は差別待遇の維持を免責されるのである。これらの義務は相互に代償を要求するものであるため、これ以降英米は、多角主義を実現するために負わねばならない負担を、どちらの国が、どのような形で、どれだけ引き受けるかを巡って抗争へ入ってゆく。両国は相互援助協定第7条を承認したにもかかわらず、否、承認したが故に、国際貿易機構の設立においても、第7条に盛り込まれた義務のすべてを巡って最後まで対立したのである。英米の協力、対立、妥協の種々相を(1)特惠と関税の問題、(2)雇用の問題、(3)数量制限の問題についてみてゆこう。

両国の対立の最大の焦点になったのは、英連邦特惠制度である。特惠関税の全面的な廃止こそアメリカの目指すところだが、そのためのアメリカの交渉材料が高率関税の引き下げによる自国市場の開放である。だがルーズヴェルト政府は、互惠通商協定法によって与えられた貿易交渉の権限を、選択的関税引き下げ以上に用いようとはしなかった。これに対してイギリスは、アメリカの一括・全面・大幅関税引き下げという代償と引きかえに特惠関税を廃止するという立場を譲らなかった。イギリスの頑強な抵抗に遭い、アメリカは従来の関税引き下げ方式に代わって、二国間交渉を同時に行い、それによって得られた成果を無条件最恵国待遇によって一般化するという「多角的二国間」交渉方式——これが後に GATT における関税引き下げ交渉の原型となる——をとることを決めた。さらにジュネーブ交渉においてアメリカは、広範囲の輸入品について、与えられた権限の最高限度である50パーセントの関税引き下げを提案したが、イギリスの提案は既存の特惠関税の引き下げに留まり、全面的撤廃が提案されたのは鮭とオートバイの二品目にすぎず、アメリカを満足させるものではなかった<sup>(7)</sup>。英米はそれぞれ特惠関税の廃止と高率関税の引き下げという大き

い交渉材料をもっていることを考えるならば、両国の交渉には妥協の余地は十分にあった。だがアメリカは無差別原則を強要し、イギリスは英連邦特惠制度の重要性と必要性を繰り返すだけで、特惠と関税を巡る両国の request と offer の隔たりが埋められることはなかった。

雇用と貿易は不可分に結びついている。雇用を経済原則に委ねるのではなく、人為的手段によって完全雇用を維持することが、体制安定のための第一の政策目標になって以来、雇用の拡大は自由貿易の結果と位置づけられるだけでなく、雇用の安定が貿易自由化の前提条件となった。アメリカは完全雇用の維持が他国に対する義務として課されることを極力回避しようとした。しかし、国際貿易機構憲章の雇用条項には、アメリカに一方的に負担を負わせる内容が多く盛り込まれた。憲章は、完全雇用の維持は国内問題であるだけでなく、憲章の目的を達成するための必要条件であることを宣揚する（第2条1）。続いて、加盟国の国内雇用政策は他国の国際収支を困難に陥れるものであってはならないこと（第3条2）、そして加盟国の国際収支の持続的不均衡（アメリカの黒字）のために、他の加盟国（イギリス）が、貿易制限に訴えることなしには、雇用を維持することをなしえない場合には、不均衡の原因となっている国は、この状態を是正するための十分な措置を採らねばならないことが定められ（第4条1）、債権国アメリカの世界経済に対する責任が明確に打ち立てられた。反面、第6条では、「国際貿易機構は、海外からのインフレあるいはデフレ圧力に対して自国経済を守るために、加盟国が、憲章の規定に定められた範囲内での措置を採らねばならないことの必要性に対して考慮を払うものである。デフレ圧力の場合には、他国の有効需要の重大なあるいは急激な減少が、すべての加盟国に及ぼす影響に対して、特別な考慮がなされねばならない」と謳われ、アメリカが不況に陥った場合には、他の加盟国は憲章の規定の範囲内で不況の波及を防ぐための措置を採ることを容認されたのである。雇用条項における以上の非対称性は、憲章に対するアメリカビジネス界の拒否反応を呼ぶ大きな一因となった。

数量制限の問題についても両国は激しく対立した。数量制限の一般的廃止という原則（第20条）と「対外準備を維持し、国際収支を擁護するために、数量

制限を行うことができる」という例外条項（第21条2）については合意が得られた。しかし、まず、数量制限を容認する場合の国際収支難の基準を巡って、両国は対立した。交渉の結果「加盟国は、外貨準備の重大な減少という切迫した脅威に対処するのに必要な範囲において、また極めて少ない外貨準備を適切に増大させるのに必要な範囲において、輸入制限を設け、維持し、強化することができる」（第21条3）という規定に落ち着いた。この規定は「国際収支の赤字を改善する手段として数量制限を認める」というアメリカの立場とは異なり、国際収支が現実的に赤字になる以前に数量制限を行うことを許しており、アメリカが不況に陥った場合、その波及を防ぐために、イギリスが保護措置を採ることを容易にするものであった。数量制限に関するもう一つの対立点は、制限を行う場合の差別措置についてである。アメリカは無差別原則の貫徹を主張し、イギリスはその緩和を要求した。国際貿易機構憲章においては、第22条が「数量制限の無差別的実施」に当てられ、第23条で「無差別原則の例外」について述べられている。第21条に基づいて数量制限を行っている国は、為替管理によって無差別原則から離脱することができる。しかし、外貨準備の状態に関する第21条の規定自体、差別措置を採りうる場合の客観的基準となることはできず、差別措置を採るか否かは、国際貿易機構との協議を経たうえで、各国の意思に委ねられた。また戦後過渡期に限って差別措置を実施することが許容されたが、肝心の戦後過渡期についての明確な規定を与えることはできなかった。

国際貿易機構憲章は以上の対立と妥協をすべて網羅することによって、諸国の利害の調整を図ろうとした。つまり国際貿易機構憲章はあまりにも現実的でありすぎた。そのために憲章は、その推進国たる英米によっても支えきれないほどの原則と例外の重荷を背負い込むことになり、自らの重みで潰えたのである。英米の憲章に対する態度はどのようなものであったか。厳密な意味での多角主義から大きく後退する多くの例外規定を含んでいるにもかかわらず、イギリスが国際貿易機構憲章を拒否したのは、それが窮極的には、イギリス経済の再建のために不可欠な差別的措置を廃止または緩和することを目指すものであったからである。またアメリカ・フィリピン間に特惠的貿易協定が結ばれたこ

とは、イギリスの態度を硬化させ、英連邦特惠制度の存続を正当化する根拠を与えるものであった。そして1948年の不況も特惠の必要性を主張する世論の力を増幅した。

国際貿易機構を死へ追い込んだもう一つの大きな原因は、アメリカビジネス界からの批判である。アメリカにおいては、国際貿易機構憲章は、完全な自由貿易を目指す「完全主義者」と保護を求める「保護主義者」という立場を異にする二つのグループから狭撃を受けた<sup>(8)</sup>。完全主義者は、為替管理と数量制限によっては経済的困難を救うことはできず、調整を進めるためには、通貨の交換性回復と自由貿易の実現が不可欠であるという立場に立つ。彼らは憲章の原則にではなく、数量制限と差別措置を許す、あまりにも多い例外規定と escape clause のためにその原則が実施されない、言い換えれば、憲章は十分に国際的でない点に反対したのである。完全主義者の憲章に対する不信感を取りわけ煽ったのは、雇用条項における義務免除規定（第21条 4(b)）である。そこでは、「完全雇用を維持し、経済発展を促進するという義務を遂行する方向へと国内政策の舵を取った結果として、輸入制限の実施を正当化するほど外貨準備に対する圧力が生じる場合には、どの加盟国もそれが実施している輸入制限の撤廃または修正を要求されるものではない」と述べられており、そのような場合に輸入制限を行ってもよい理由として、「完全雇用と経済発展を実現するという国内政策を変更するならば、輸入制限は不必要になるからである」ということを挙げている。この規定は、輸入制限を無制限に続ける抜け道を与えるものである、と完全主義者は観じた。また、他国には雇用維持の義務を免責している雇用条項が、アメリカには雇用水準を維持する責任を負わしていることを捉え、彼らは、それは完全雇用を実現するために国家の経済への介入を招き、自由企業体制を計画経済体制へと導くものだと批判した。

さらに一連の会議を通じて、低開発国の要求によって挿入された、国際商品協定、民間投資、特惠関税、数量制限に関する条項も、国際貿易機構憲章を拒否する理由を与えた。これらのうち新しい要因である前二者について説明を加えよう。政府間商品協定に関する諸規定は、協定の締結を一定の状況、すなわ

ち一次製品の過剰と一次製品関連部門の失業が生じている、あるいは生じることが予想され、しかも政府の特別の行動に頼ることなしには、市場メカニズムによってそれを是正しえない場合に限定し（第62条）、協定を実施する場合の公平なルールを確立し、もって、一次製品の生産と消費の均衡の回復、激しい価格変動の除去、天然資源の開発等の目的（第57条）を達成することを狙いとされている。この諸規定に対して完全主義者は、協定は政府による生産と貿易の制限、価格の規制に承認を与えているという理由で、これに反対した。「民間のカルテルは悪いが、政府のカルテルはもっと悪い」というわけである。第12条の「経済発展と再編のための国際投資」に関する諸規定についても、完全主義者は行動の自由が束縛されることを怖れた。すなわち、「加盟国は、将来の対外投資を受け入れるかどうか、そしてどのような範囲で、どのような条件で受け入れるかを決定する権利を有する。また加盟国は、現存のおよび将来の対外投資の所有に関する必要事項、そしてその他適切と考えられる必要事項を定め、これを実行する権利を有する」という第12条は、投資を許可する受入国の自由をチェックするものを何ももたず、現地政府による収用や差別措置に対する十分な保護を民間投資に与えていない、と彼らは批判した<sup>(9)</sup>。

国際貿易機構憲章は、アメリカにおいては完全主義者だけでなく保護主義者をも敵に回すことになった。保護主義者は低コストの外国商品が流入することの危険というお決まりの主張を繰り返しただけでなく、憲章の広く認められている不利益、すなわちアメリカは最恵国待遇をすべての加盟国へ拡大するにもかかわらず、自国に対する差別を受け入れねばならないというその片務的性格、政府の経済への介入と計画経済の擁護、escape clause に訴えうる他国の自由を強調した。つまり保護主義者も完全主義者と同じ論拠を用いて、憲章に反対する論陣を張ったのである。

本来立場を異にする二つの実業家グループがともに反対したため、結局、アメリカにおいても国際貿易機構憲章の批准は得られなかった。国際貿易機構憲章がアメリカにおいて受けたこのような待遇について、W. Diebald Jr. は次のように述べている。「貿易障壁の除去に伝統的に賛成していたグループが国際

貿易機構に反対したという事実のために、輸入障壁の除去に反対するグループは、自分たちの現実の立場を鮮明にすることなしに、彼らと同じ態度をとることができるようになった。その結果、国際貿易機構に対するビジネス界の反対は、現実にもそうであるよりも一層まとまったものになってしまった。このような見かけよりも重要なことは、その政治的現実である。すなわちアメリカの通商政策の歴史にかつてないやり方で、国際貿易機構は、保護主義者と完全主義者の両方からのこぎり<sup>(10)</sup>で挽かれたのである。」

ところで、国際貿易機構憲章の起草作業の過程でアメリカは、1945年、国際貿易機構の設立と貿易障壁の除去という目的を達成するためには、関税の引き下げと特惠関税の廃止を実施することが望ましいと考え、そのための交渉を行うよう呼びかけた。アメリカのこの提唱に応じた23か国によって、1947年、関税交渉が行われ、世界経済は関税引き下げに向けてスタートを切った。この関税交渉の結果、すべての加盟国に無差別に適用される各国ごとの関税率表（関税譲許表）が出来上がり、関税交渉と貿易制限撤廃のための様々の規定が一つの国際協定としてまとめられた。この関税譲許表と国際協定の両者が「関税と貿易に関する一般協定」すなわち GATT である。GATT は関税について規定した第一部、貿易制限の撤廃について規定した第二部、手続に関する第三部から成るが、第二部が広範な貿易制限の除去を義務づけていることが GATT の発効を妨げることを懸念した諸国（アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク）が、1947年10月30日、「暫定適用に関する議定書」を作成し、これに基づいて GATT は1948年1月1日から発効した。この「議定書」によれば、加盟国は第一部と第三部については、これを無条件に適用せねばならないが、第二部については、現存の国内法と矛盾しない範囲内でこれを実施すればよい。つまり加盟国は GATT 第二部に抵触する、非関税措置に関する国内法を有する場合には、GATT の定めた義務から合法的に離脱できるのである。国内法の GATT 第二部に対する優先権を祖父権（Grandfather Clause）という。祖父権は現在でも生きており、GATT の非関税措置に関する規定はそのままの形では適用されていない。すなわち GATT はそれ自体とし

て発効したことは決してないのである。この点に関してその後の交渉で行われたことは、GATT そのものを発効させ、国際通商を統べる GATT の力を強化することではなく、GATT とは別に非関税措置に関する新たな取極を策定することであった。

商品貿易に関する規定しか含んでいないことにも示されるように、GATTは国際貿易機構憲章が成立するまでの間、その目的の一部を達成するための暫定協定として締結されたのだが、国際貿易機構が流産したため、それは国際通商における最高のルールとなるのである。国際貿易機構憲章に承認を与えなかったアメリカによる GATT の受諾は、GATT が、上院に提出されねばならない「条約」ではなく、1934年の互惠通商協定法の1945年延長法によって認められた「行政協定」であるという理解に基づいて可能となったものである。互惠通商協定法によって、議会は大統領に、特定の制定法上の制約の下に関税の相互引き下げを図る国際協定を締結し、議会に諮ることなしにこれらの協定を実施する権限を与えた。そして GATT は、互惠通商協定法に基づいて議会の承認を受けた大統領の行政権に基づく協定であると解釈されたのである。<sup>(11)</sup> GATT が広範な国際貿易機構憲章の中の第四章「通商政策」のみを体現したものであるため、それは行政協定の対象となりえ、議会の不満にもかかわらず、大統領権限に基づいて、アメリカによる GATT の受諾が可能となったのである。GATT の誕生は、世界経済の統一という諸国の共同利害の実現であると同時に、多角主義破綻の裏面である。国際貿易機構という権力基盤をもつべくしてもちえず、多角主義破綻の象徴でもある GATT が、自由貿易を推し進めるフレームとなりえたのは、この共同利害の故である。しかし同時に、世界経済は共同利害に国家という自立化した形態を与えることはできない。そのために GATT は多くの不確実性を孕むことになったのである。

### 3. GATT の構造

GATT は比較生産費説を理論的支柱としている。比較生産費説は、貿易が自由な競争市場で決定される価格を基準にして行動する同質の私的経済主体に



よって行われるとき、その利益は最大となるという世界を描く。この理論に従うならば、貿易を規制する手段も価格メカニズムの延長上にある関税だけでなければならない。数量制限や政府介入は緊急措置である。そして経済主体の同質性が維持されるためには、貿易を規制する措置はすべての国に無差別に適用されねばならない。加盟国がある国に対してのみ規制措置を発動するならば、その国の輸出は援用国以外の第三国に転換し、第三国が過大な輸入圧力を受け、資源の国際的な最適配分が実現されないからである。以上の原理に従って構成されている GATT の骨格を、関税システムと非関税措置に分けてみてゆこう。

### 3.1 関税システム

関税は貿易を規制するための、GATT において認められた唯一の合法的な手段である。GATT は関税と他の貿易障壁の間に本質的な区別を設けているが、そこには関税が価格メカニズムの延長上にある措置であるということのほか、次に次の理由がある。第一は、第一次大戦以前の自由貿易の黄金時代には、主要な保護手段は関税であったが、戦間期には数量制限や為替管理等の障壁が乱用され、それが第二次大戦の原因になったという対照的な歴史的事実が、GATT 起草者の念頭にあったことである。第二に、廃止を合意しながら実際には、例えば国際収支難を理由に数量制限を続けるという形で協定を尻抜けにすること (the empty agreement) を関税についてはやりにくい、言い換えれば、関税は一旦合意したならば、その撤廃、引き下げにおいて確実性をもつということが挙げられる。第三に、関税は他の障壁は較べ、bargainability が高いことがある。つまり関税については、<sup>12</sup> 互惠的交渉を通じての軽減可能性が非関税障壁に比して格段に大きいのである。

GATT はこのように関税に特別の地位を与えている。にもかかわらず、1948年に発効した GATT のオリジナルな条文には、関税の引き下げとそのため  
の交渉についての規定は存在しない。というのは、そもそも GATT は国際貿易機構憲章が発効すればそれに吸収されるはずの暫定的協定であり、関税引き下げ交渉を主催する権限も国際貿易機構がもつものとされていたからである。

ところが国際貿易機構憲章が成立しなかったため、1955年の総会において、国際貿易機構憲章第17条に相当する GATT 第28条の2「関税交渉」が付け加えられた。そこでは、締約国は関税が貿易の障害になることを認め、「関税その他輸出入に関する課徴金の一般的水準の引き下げ」を目指すことが謳われている。だが国際貿易機構憲章第17条と GATT 第28条の2の間には次の相違がある。一つは、第17条は「加盟国は、他の加盟国の要請があるときは、国際貿易機構によって定められた手続き上の協定に従って、関税の一般的水準の実質的低減と特惠の縮小のための相互的かつ互恵的交渉を行わねばならない (shall enter into and carry out)」と述べ、加盟国に関税交渉を行うことを義務づけているが、第28条の2は「締約国はこのような〔関税〕引き下げ交渉を随時主催することができる (may sponsor)」<sup>13</sup>、そして多角的交渉の成功は「相互間で行う貿易が自国の対外貿易の相当部分を占めるすべての締約国の参加に依存する」とトーンダウンしていることである。第二に、第17条は選択的・品目別交渉を行うことを要求しているが、第28条の2はそれと並んで、「関係締約国が受諾する多角的<sup>13</sup> 手続」によって交渉が行われうることを定めている。品目別交渉とは異なる多角的手続による関税引き下げが試みられたのは、1947年の第1回の関税交渉からさらに二つのラウンドの後に行われたケネディ・ラウンドにおいてである。

非関税措置の撤廃に関する広範な規定について祖父権が生きているということは、GATT は自由貿易に反する措置を禁止するための法体系では決してないということの意味する。それは関税についても同様である。すなわち GATT は新たな関税の賦課と関税水準の引き上げを禁止するための協定ではなく——GATT において関税の新たな賦課と引き上げが禁止されていないことは、第28条「譲許表の修正」によって支持される——、交渉によって関税の引き下げを促進するための協定なのである。言い換えれば、既に固められている国際経済体制を守るところにはではなく、将来に亘って、関税引き下げを通じて、一つの体制を固めてゆかねばならないところに GATT の役割があるのである。GATT は確実な現在ではなく、不確実な将来を向いている。この点に GATT の最大の特徴がある。GATT の性格がこのようなものであるため、関税の引

き下げを促進するための様々な手続が GATT の核心を構成しており、GATT の理念もそこに体现されている。GATT における手続従って理念の要石は、原則として関税以外のあらゆる貿易制限を撤廃し（関税主義）、「相互的かつ互恵的取極（reciprocal and mutually advantageous agreement）を締結することによって」（前文）関税引き下げを実現し（互恵主義）、それを無条件最恵国待遇（unconditional most favoured nation treatment）によって全加盟国に均霑する、という点にある。無条件最恵国待遇とは、通商条約に基づいて、ある締約国が第三国に与えているかまたは将来与える最も有利な待遇は、他のすべての締約国に対して、代償を求めることなく無条件で与えられねばならないという規定であり、これを取り入れた点に GATT の関税引き下げ方式の革新性がある。従来の「品目別国別交渉」による関税引き下げにおいては、アメリカの互恵通商協定法に基づく関税引き下げにみられるように、条件付最恵国待遇（conditional most favoured nation treatment）が原則であった。すなわち A 国が B 国から得た譲許と引きかえに与えた譲許は、C 国に無条件で適用されるのではなく、C 国が A 国にそれと等価な譲許を与える限りにおいてのみ適用されるのである。この条件付最恵国待遇の原則を改め、従来の二国間交渉による関税引き下げに無差別・多角主義を全面的に導入した点に GATT 方式の革新性が存在する。それは最恵国待遇の「多角化」あるいは「多角的」品目別・国別交渉方式といえることができる。<sup>14</sup>

互恵主義と無条件最恵国待遇の原則は、それによる関税引き下げの効果が最も強く発揮される、全加盟国が一斉に参加する一般関税交渉だけでなく、再交渉と加入関税交渉においても適用される。再交渉とは譲許の変更を行う場合の関税交渉である。この交渉では、譲許の修正を行う国は、それと見合う他の品目の関税譲許を相手国に提供することによって補償的調整を図り、譲許の一般的水準を維持するように努めねばならない。またこの交渉で関係締約国間に合意が成立しなかった場合でも、譲許の変更を行うことができるが、そのときには、相手国は「その措置と実質的に等価値の譲許の撤回を、行うことができる」（第28条3(a)）。加入関税交渉とは新規 GATT 加盟国と既加盟国との間の交渉

である。この交渉では新規加盟国には、1948年以降の関税譲許が締約国によって与えられるとともに、新規加盟国も関税を引き下げねばならない。新規加盟国が計画経済国の場合には、輸入量が国家によって統制されているため関税引き下げは意味をもたないので、輸入増加を約束させられる<sup>05</sup>。以上の GATT 関税交渉を通じて定められた関税率を協定税率、協定税率に基づいて課せられる関税を協定関税という。協定税率はそれ以下に引き下げることができるが、たとえ貿易保護効果を高めることはなくとも、新たな交渉なしにそれ以上に引き上げることの許されない最高税率である（第2条1）。

祖父権の存在によって非関税措置を撤廃する道が固く鎖されており、関税の軽減が締約国によって敷かれうる、自由貿易へ至る唯一の広い道であるという意味で、関税引き下げにおける互惠主義と無条件最恵国待遇は GATT の手続の中心であるだけでなく、理念そのものである。だがこの理念の実現はそれほど容易なことではない。まず互惠主義と無条件最恵国待遇原則との矛盾がある。後者の原則は、二国間交渉によって合意された最も有利な関税率は、交渉当事国以外のすべての締約国に無差別に適用されることを保障している。このため締約国であれば、他の締約国の関税引き下げの恩恵を、その国に対して代償的関税引き下げを実施しなくとも得ることができるのであり、この限りでは「相互的かつ互惠的な」関係は維持されない。

さらに困難な問題は譲許の等価性の基準である。相互性（reciprocity）は GATT の重要な原則であるにもかかわらず、相互性の定義は与えられていない。譲許の等価性の基準として、まず、関税率の引き下げ幅が考えられる。だが高関税国と低関税国とでは、同じ10パーセントの引き下げといってもその価値が全く異なることは言うまでもない。そこで GATT は、譲許の価値を関税率の引き下げ幅だけで測ることの低関税国への不利をなくすために一定の水準へ関税を引き下げる約束だけでなく、特定の水準以上に関税を引き上げないという約束も関税譲許の中に含め、さらに「低関税または無税の据え置きは、原則として、高関税の引き下げと等価値の譲許とみなされる」（第28条の2, 2）と規定している。このうち無税の据え置きは「ゼロ・バインド」（zero-bind）、最高引き上げ限

度の約束は「アップ・バインド」(up-bind)と呼ばれている。GATTの規定に照らすならば、関税譲許とはこれらすべてを含むのだが、関税交渉において高関税国は関税の大幅な引き下げと交換に、低関税国に現在の関税を引き上げないという約束以上のことを要求するのが常であり、この原則は生かされていない。

次に、関税引き下げ幅と貿易額の両者によって譲許の価値を測定することが考えられる。これは譲許品目の基準年次における貿易実績をバランスさせる方法だが、これとても必ずしも客観的な基準とはなりえない。関税引き下げ幅はまだ関税を引き下げる余裕のある高関税国に有利な基準であり、貿易実績は大国でありかつ自由化を進めている国に有利な基準である。この二つは、相対的に高関税で自由化の進んだ大国たるアメリカに有利な基準である。また譲許品目数も譲許の価値の一つの測定基準と考えられるが、同じ譲許品目でも、自動車やエレクトロニクスのような基軸財と頑具のようなそうでない財とを同じ一品目とカウントするのは合理的なことではない。そして同じ財であっても、各国の経済発展の水準によって、その財の経済に占める意義は異なるのであり、従って、その財の関税引き下げ幅や貿易額を1対1で国際比較することは適当ではない。さらに無条件最恵国待遇原則を通じて無償で得た「間接的利益」も比較の対象にされねばならない。これらの要素をすべて考慮して、関税譲許の大きさを数量化するとしても、しかしながら、次の難点を回避することはできない。それは、非関税措置の大きさを数量化することは困難であり、非関税措置の貿易制限効果を相殺する、いわば補償的関税引き下げを関税譲許の中に取り入れることはできないということである。貿易障壁の中で関税は最も確実な手段だが、その譲許の大きさ一つを決定するだけでも、以上のような不確実性をもっていることを考えるならば、関税交渉において譲許の価値は、多種多様な評価基準に基づいて総合的に判断されていると単純に言うことはできない。むしろ様々な基準は、関税交渉の担当者によって、どのような譲許を与えるべきかを決定するためではなく、国民に対して自分の行為を正当化するために用いられていると言った方がよい。最大の *bargainability* をもつ点に関税の他の

貿易障壁に対する優位があり、この特質の故に GATT は関税に特別の地位を与えた。しかしその bargainability は、GATT の拠って立つ比較生産費説の前提たる同質の経済主体間の交渉という条件の下で、はじめて十全に発揮されるものである。だが現実にもそうであるように、諸国の経済構造や発展水準が異なれば、国益も異なり、それが関税譲許の価値の多様な基準を生むのである。

関税禁止の法体系ではなく、交渉を通じて関税を引き下げるための法体系であるということが、GATT の最大の特徴であった。それは、言い換えれば、GATT は関税の水準に制限を設けていないことを意味する。関税の水準だけでなく、さらに GATT は一国の関税構造についても制限を課していない。そのため輸入には関税を課すが、輸出には関税を課さないだけでなく、第16条に合致した補助金が支給されるという差別的関税構造が許され、それは IMF 協定では禁止されている複数為替制度と同じ効果をもつ。GATT が関税構造に関する規定を完全に欠落させている点を捉えて、Dam は「GATT が創設された際の交渉事項と歴史的状況を考慮すればいたしかたないことだが、それは、貿易問題にばらばらに対応する GATT 固有の性格を表わしている」と言う<sup>16</sup>。

多角主義の実現と戦後過渡期の現実との間のあまりに大きい隔たりを埋めるために、各国の利害をすべて原則とその例外として組み入れたが故に、言い換えればあまりに現実的でありすぎたが故に流産した国際貿易機構のいわば落し子として成立した GATT も、あまりにも現実的であるという国際貿易機構の血を受け継いでいる。関税システムの面でこの宿命も色濃く反映しているのは、次の二つの例外規定である。第一の例外は既存の特恵制度を容認したことである。英連邦特恵制度の解体が、世界経済の戦後計画においてアメリカの打った最初のそして最も重要な石であったが、イギリスの強い抵抗に遭っただけでなく、アメリカ自身フィリピンとの間に特恵を設けねばならなかったために、既存の特恵については、関税率に限ってこれを容認せざるをえなかった。GATT において例外として認められた特恵は、英連邦地域、フランス連合地域、ベネルクス三国の関税同盟地域、アメリカ・フィリピン間、アメリカ・キューバ間の特恵、チリとその隣接国（アルゼンチン、ボリビア、ペルー）との間の特恵、レバ

ノン・シリアとその隣接国（パレスチナ、トランスヨルダン）との間の特恵である。GATT 第1条は以上の特恵を容認するに当たって、特恵の限度（最恵国税率と特恵税率との差）を拡大してはならないという制限を設け、特恵の新設と拡大を禁じている。<sup>17</sup>

しかし他方で GATT は、関税システムにおけるもう一つの大きな例外として、第24条において、関税同盟と自由貿易地域の形成という、最恵国待遇からの逸脱を認めている。「関税同盟または自由貿易地域の目的が、その構成領域間の貿易を容易にすることにある」ということが、GATT が経済統合を容認した根拠であり、経済統合は「そのような領域と他の締約国との間の貿易に対する障害を引き上げることはない」という制限に従わねばならない。第24条において注目すべきことは、ここでは貿易の促進という観点から、経済統合を容認する根拠と経済統合に対する制限が規定されており、GATT の目的である「自由で平等な貿易秩序の実現」の無差別・平等の要素が欠落していることである。<sup>18</sup>

経済統合に関してさらに忘れてならないことは、戦後最大の特恵たる EEC が GATT 加盟国によって承認されたのは、政治的配慮からであり、EEC が GATT の規定をクリアしているからではないということである。EEC の設立に当たって、GATT 加盟国は次の点を問題にした。(1)関税や数量制限が従来より高くなることはないか。(2)共通農業政策は域内の貿易制限全廃の原則（第24条8）に反し、域外諸国の農産物に対して不当な制限を課すことにならないか。(3)EEC 加盟国が海外の旧属領との間にもっている特恵関係を EEC 全体との関係に拡大することは、特恵の新設・拡大の禁止に反しないか。しかし EEC が GATT に合致するか否かについての以上の議論は棚上げされ、冷戦体制下において欧州の統合と復興を促進することは、社会主義陣営に対する牽制となるという政治的観点から、アメリカが調停的立場に立った結果、1958年の GATT 総会において EEC の設立が承認されたのである。<sup>19</sup> EEC の成立に促迫されて、その後、EFTA (1960年)、米加自動車貿易協定 (1965年) など多くの特恵が創られた。特恵創設の波は低開発国からも押し寄せ、貿易の促進に資すると

はいえない低開発諸国の経済統合も waiver 条項によって認められた。EEC と並ぶもう一つの最大の特恵は、GATT における先進工業国に有利なバイアスを除去するのではなく、低開発克服の手段とすべく、市場メカニズムに対する追加的攪乱を導入するという UNCTAD の戦略に基づいて、1971年、GATT の枠外の UNCTAD において創設された一般的特恵制度である。

### 3.2 非関税措置

GATT は、関税システムという土台においても、無差別原則を貫くことはできず、既存特恵を容認し、さらに大小様々の特恵の新設を防ぎえなかった。最も確実性をもつはずの関税においてもつきまとう「例外の体系」という宿命は、非関税措置については一層増幅される。非関税措置のうち主要なものをみてゆこう。

#### (1) 内国民待遇

GATT が理論的支柱としている比較生産費説は、経済主体の同質性を前提としている。それは国境において関税が賦課される点を除いては、輸入品と国産品は差別されてはならないことを意味する。それを保障するのが、国内の課税に関して、そして購入、輸送などに関する様々の規制および手続に関して、輸入品に対して国産品より不利な待遇を与えてはならないことを定めた内国民待遇の原則(第3条)である。この原則に対してはいくつかの例外が設けられている。まず経済的理由よりは文化的見地から、露出済映画フィルムについては映写時間割当の形で数量規制を行うことができる(第4条)。また内国民待遇の規定は「国内生産者のみに対する補助金(……政府の国内産品購入の方法による補助金を含む)の交付を妨げるものではない」(第3条 8(b))。この規定によれば、例えば、国内の中小企業を保護育成するために、政府が中小企業の製品を優先的に買付けることが認められる。しかしここで認められた補助金<sup>20</sup>であっても、それが直接または間接に輸出を増加し輸入を減少させるものであるならば、補助金の効果、補助金を交付する事情について通告する義務を負う(第16条1)。

内国民待遇原則の最大の例外は「商業的再販売のためまたは商業的販売のため



めの貨物の生産に使用するためではなく、政府用として購入する製品の政府機関による調達」すなわち政府調達に対してはこの原則が適用されないことである。第3条を厳密に読むならば、政府調達を内国民待遇の例外扱いとすることに含まれるのは、軍費用物資のように購入の対象が「政府用」である場合に限られ、再販売する財を生産する資本財、例えば発電機、通信用のコンピュータやケーブルなどは含まれないが、しかしこのような資本財の購入も政府調達として取り扱われているのが実情である。

## (2) 数量制限の一般的廃止

GATT が、貿易は数量制限ではなく関税のみによって規制されねばならないという関税主義に立っているため、非関税措置の中でも数量制限に関する規定は特に重要である。第11条では「関税その他の課徴金以外のいかなる禁止または制限も新設し、または維持してはならない」と数量制限の一般的廃止を義務づけているが、同じ第11条で、食糧その他の不可欠の産品が不足している場合の輸出禁止・制限と国内で保護政策がとられている一次産品の輸入制限については、例外としてこれを認めている。また第12条では、国際収支擁護のための数量制限が認められている。そして第13条では、数量制限を行う場合には最恵国待遇原則に基づいて、それは全締約国に無差別に適用されねばならないことが定められている。

数量制限の廃止について注目すべきことは、戦後関税引き下げと貿易の自由化が進められてきた裏面で、特定の品目に、GATT 枠内の規定を利用してであれ、GATT の枠外に新たな協定を設けることによってであれ、GATT 原則から逸脱した特定の方法を用いて数量制限を行うパターンが定着したことである。その代表は waiver 条項を用いた農産物貿易の制限である。GATT第25条は、締約国の投票の3分2の以上の多数、かつ締約国の過半数の承認により、「この協定に規定されていない例外的な場合には、この協定により締約国に課される義務を免除することができる」と規定している。この waiver 条項に基づいてアメリカは、1955年、1950年農業調整法第22条に課されている輸入制限を実施することに対して、waiver を獲得した。自由化の先頭を走っているアメ

リカが農産物について waiver を得たことは他国の先例となり、農産物を GATT 原則から除外する結果となった。

繊維貿易は GATT 枠内の規定ではなく、その枠外で結ばれた「繊維製品の国際貿易に関する取極」(通称「多角的繊維取極」 Multifibre Arrangement, MFA) による規制を受けている。<sup>(2)</sup> MFA の起源は日米綿製品協定(1957年)に遡る。1955年、日本は GATT に加盟した。同じ年、GATT 加盟による関税引き下げの追い風も受けて、日本の安価な綿製品の対米輸出は急増した。いわゆる「ワンダラー・ブラウス事件」の発生である。この問題に対処するために結ばれたのが日米綿製品協定である。この協定によって日本の綿製品輸出を制限することには成功したが、その隙にアメリカは香港、インド、エジプトなどからの輸入急増に見舞われたために、綿製品の主要輸出国を網羅した輸出規制のネットワークを整備することが急務となり、1961年、「綿製品の国際貿易に関する取極」いわゆる「短期取極」が結ばれる。この「短期取極」は翌62年「綿製品の国際貿易に関する長期取極」(Long Term Arrangement Regarding International Trade in Cotton Textiles, LTA) に置き替えられ、LTA は1973年まで更新された後、1974年に、綿製品だけでなく毛製品、化学合成繊維のすべてを対象とした MFA (1974年1月1日発効) に引き継がれた。

MFA はこれまで三度更新されている。1977年12月31日に、第一次取極期間(MFA I) が終了した後、1978年1月1日から1981年12月31日まで延長され(MFA II), さらに1982年1月1日から1986年7月31日まで二度めの更新がなされた(MFA III)。そして現在、1986年8月1日から1991年7月31日までの有効期間をもつ MFA IV によって繊維貿易は規制されている。繊維製品の輸入急増による「市場攪乱」に対処するために、輸出国に一定の輸出量を保証したうえで、輸入国にセーフガード措置をとる権利を与えると同時に、比較劣位化した繊維産業の調整を行う義務を課すことによって、最終的に繊維貿易を自由貿易へ復帰させることが MFA の目的である。この目的は一貫して保持されているが、更新の度に MFA 各条の内容は変化している。

MFA I は第3・4条で繊維製品の輸入規制について定めている。特定国の特

定品目の輸入急増によって「市場攪乱」が引き起こされている場合には、輸入国は輸入規制のための二国間協定を結ぶことができる。当事国双方の合意が得られない場合には、第3条に基づいて一方的に輸入制限を実施することができる。いずれの場合でも、付属書Bに定められた次の条件に従わねばならない。

(1) base level (基準となる水準) base level とは特定品目の年間輸出货量の上限となる水準である。それは規制1年めにおいては、規制が実施される2,3か月前の直近1年間の輸出実績を下回ってはならない。

(2) 輸出増加率 規制が1年を超えて継続する場合には、後続の年においては、最低6パーセントの輸出増加率が保証されねばならない。例外的な場合すなわち高い輸出の伸びによって「市場攪乱」が再発したり、悪化する場合には、輸出増加率は6パーセントを下回ってもよいが、その場合でも正でなければならない。

(3) 弾力性 輸出国は輸出割当量を、振り替え (swing), 繰り入れ (carry forward), 繰り越し (carry over) という三つの方法で弾力的に運用することができる。振り替えとはある年次の輸出割当量を品目間で調整することである。ある品目の輸出货量が割当量を超えることは許されるが、そのときには輸出国は他の品目の輸出货量をそれだけ減らし、規制品目全体の輸出货量を base level 内に維持せねばならない。MFA Iは、ある品目の輸出货量が割当量を超えうる限度を7パーセントと定めている。ある品目を割当量よりも多くではなく逆に少なく輸出した方が有利な場合には、実際の輸出货量は割当量を5パーセントまで下回ることが許される。振り替えは輸入国の消費需要の変化に対応するための措置である。またある品目の今年の輸出货量が割当量を超えそうなときには、同一品目の次の年の割当量を借りてくることができる (繰り入れ)。同様にある品目の今年の割当量が消化されなかった場合には、未利用の部分を来年度へ繰り越すことができる。MFA Iは繰り入れの限度を5パーセントと定め、年間の繰り入れと繰り越しを合わせて10パーセントまで許容している。

MFA IIは MFA Iのオリジナルな条文を変更することはなかったが、ECの要求によって、更新議定書に、実質的な義務回避を許す reasonable departures

条項が挿入された。この条項によって、両当事国が合意すれば、二国間協定を締結する際に、MFA I が要求していた base level, 輸出増加率, 弾力性に関する条件から合理的に離脱しうる権利を, 参加国は与えられたのである。reasonable departures 条項は MFA III では廃止された。この条項の廃止によって輸出増加率に関する規定だけは MFA I へ復帰したが, 代わって, 次のような貿易制限的な例外規定が MFA III では新たに付け加えられた。

(1) base level MFA I の規定に合致していても, 特に大きい base level をもつ国が存在する場合には, 制限の枠内であっても, そのような国からの輸出が「市場攪乱」を引き起こす可能性がある。そこで MFA III は(1)特に大きい制限枠をもち, そして(2)綿製品, 毛製品, 合成繊維製品の三分野すべての輸出において支配的地位にある国の base level については, MFA I の付属書 B における本来の規定から離れてこれを決定しうることを定めたのである。この離脱規定は, 特に(2)から判断するに, 香港と韓国を念頭に置いたものである。

(2) 弾力性 MFA III は輸出割当量の弾力的運用にも制限を加えた。すなわち, (1)輸入国の繊維・衣服市場において大きなシェアを占める国の品目で, (2)大きい base level をもち, その base level を十分に利用している品目については, 輸出国, 輸入国双方の合意に基づいて, 振り替え, 繰り入れ, 繰り越しに対して, MFA I で認められているよりも低い率が適用されうることになったのである。

(3) Anti-surge Anti-surge 条項は MFA III で新たに設けられた輸入制限条項である。制限の枠内に留まっていなくても, 輸入急増が国内産業に明白な損害を与える, または与える恐れのある場合がある。このような危険があり, 輸入制限枠と実際の輸入量との間にかなりの差がある場合には, 輸入国はこの条項に基づいて, 合意された制限の枠内にある輸入であっても, これを規制することができるのである。

MFA IV は, 植物性繊維から生産される製品やシルク混合物の輸入急増が生じていることを受けて, 規制対象をこれらの品目にまで拡大している。また, 繊維貿易を自由化することを目的としているにもかかわらず, MFA II では実

質的な義務回避を容認する reasonable departures 条項が盛り込まれ、MFA III では貿易制限的な以上の規定が二重三重に張り巡らされたことに対する低開発国の不満を反映して、MFA IV では、繊維貿易に GATT ルールを適用することが MFA の最終目的であることが、初めて明記された。

MFA は GATT の枠外で結ばれた国際取極であるという点で、形式的に GATT から逸脱しているだけでなく、GATT 原則を侵害している点で、実態的にもそれから逸脱している。特定品目の輸入急増に対処するための GATT の規定には、第19条「緊急輸入制限措置」がある。第19条は発動要件として、予見されなかった事情および貿易制限の軽減という GATT 義務の実行のために生じた輸入急増によって、国内生産者が「重大な損害」を蒙ることを挙げているが、MFA はそれに代わって、「市場攪乱」というより緩やかな事態を発動条件としている。この点で MFA は第19条とまず異なる。表現は様々だが、一般に、輸入による国内産業の損害という事態は、輸入制限を実行する場合の要件である。だが輸入と損害の間の因果関係を確定することは常に困難である。繊維貿易においては、これに加えて、輸入国が MFA に基づいて、極めて複雑な品目分類システムを創り上げているため、その品目の輸入によって損害を蒙っている産業を特定化することさえほとんど不可能な状態である。因みに EC では99の品目が4つのグループに分けられており（グループ I・II の品目がセンシティブ品目）、アメリカでは134の品目が5つのグループに分類されている<sup>22</sup>。

MFA が GATT 原則を侵害しているのは次の二点においてである。第一に、MFA は第19条と異なり、市場攪乱の源泉とみなされる特定の輸出国の産品を輸入制限の対象としうる点で、無差別原則から逸脱している。第二に、第19条にあっては、輸入制限が行われた場合、輸出国は対抗措置をとりうる権利を、輸入国は補償を行う義務を有することが規定されているが、MFA にあっては報復の権利と補償の義務は定められていない。MFA においてこれが存在しないのは、最低輸出増加率6パーセントの保証と引き替えに、輸出国がこれを放棄しているからである。だが更新の度に MFA は様々な貿易制限規定をもつようになり、実際の繊維貿易においても、6パーセントという輸出増加率は保証

されていない。この点で MFA は相互主義原則からも逸脱している。

GATT 原則との関係という法制上の問題以上に、MFA に関して重要なことは、MFA の規制下にある繊維貿易の実態である。MFA は繊維貿易を制限し、輸入国に「息つく暇」を与えて、比較劣位化した繊維産業を縮小する積極的産業調整を進め、繊維貿易を拡大することを狙いとしている。MFA の最終目的は繊維貿易の自由化であり、MFA はあくまで暫定的取極なのである。しかし MFA の20余年の経験は、繊維産業に自由貿易を復活させるほど産業調整は行われず、繊維貿易は逆に増々制限的になっていることを疑う余地のないものになっている。表4、表5、表6は、MFA に基づいて、アメリカと EC が輸入制限を採っている品目数とそれらの品目の年平均輸入増加率を示したものである。これらの表から、四半世紀に亘り MFA の支配を受けている繊維貿易の実態が浮かび上がってくる。まず繊維の規制品目数と衣料のそれを比較するならば、後者の方が前者よりも圧倒的に多く、アメリカも EC も規制の主眼を衣料に置いていることがわかる。そして繊維と衣料について、規制品目数の変化をみるならば、それが減少傾向にあるとは言えない。二大輸出国たる韓国と香港に対する、とりわけアメリカの規制は強化の一途にある。さらに MFA の更新の度に、ほとんどの場合、年平均輸出増加率は低下しており、主要輸出国の中で6パーセントという増加率を保証されている国はない。香港の対 EC 輸出の年平均増加率は、繊維については、MFA II、MFA III、MFA IV の各期間中それぞれ、3.4パーセント、1.9パーセント、1.0パーセントであり、衣料については、3.7パーセント、2.2パーセント、2.0パーセントである。韓国が EC から与えられた繊維の年平均輸出増加率は、4.6パーセント、3.3パーセント、3.4パーセントであり、衣料のそれは、4.2パーセント、2.5パーセント、2.7パーセントである。アメリカの繊維輸入は EC 以上に制限的である。MFA IV の下で韓国、香港、台湾と結ばれた二国間協定をみるならば、規制品目数は大幅に増加しており、与えられた年平均輸出増加率も1.0パーセントあるいは0.9パーセントという低さである(表6)。繊維貿易は自由化とは正反対の途上にある。

農産物と繊維製品が GATT 原則から離反しただけではない。GATT はそ

表4 MFA IIとMFA IIIにおける繊維品と衣料品に関する双務協定

輸 出 国	製 品	E C				アメリカ			
		規制を受けている品目数		年平均輸入増加率		規制を受けている品目数		年平均輸入増加率	
		MFA II	MFA III	MFA II	MFA III	MFA II	MFA III	MFA II	MFA III
香 港	織 維 品	9	6	3.4	1.9	3	1	3.9	1.5
	衣 料 品	35	35	3.7	2.2	39	32	3.8 (1.0)	0.7 (0.5)
韓 国	織 維 品	14	14	4.6	3.3	2	4	5.0	4.1
	衣 料 品	31	32	4.2	2.5	30	35	5.1 (1.0)	2.4 (0.5)
中 国	織 維 品	5	4	4.2	..	1	3	.	6.1
	衣 料 品	7	6	2.5	..	14	31	17.6 (1.0)	3.1 (1.0)
イ ン ド	織 維 品	3	3	3.8	3.8	—	1	.	7.0
	衣 料 品	10	11	3.2	3.6	7	9	4.1	5.0
ブラジル	織 維 品	5	6	3.4	2.6	9	3	7.0	7.0
	衣 料 品	7	5	4.4	2.4	8	—	7.0	..
シンガポール	織 維 品	3	3	3.6	1.8	—	2	.	5.0
	衣 料 品	13	9	3.5	2.6	18	18	4.8 (1.0)	4.8 (1.0)
コロンビア	織 維 品	3	2	0.5	0.3	1	1	7.0	7.0
	衣 料 品	—	—	.	.	4	4	7.0 (1.0)	7.0 (1.0)
メキシコ	織 維 品	1	1	0.5	0.1	—	—	.	.
	衣 料 品	—	—	.	.	14	14	7.0	7.0
ハイチ	織 維 品	—	—	.	.	—	—	.	.
	衣 料 品	—	—	.	.	6	9	7.0	7.0
スリランカ	織 維 品	—	—	.	.	—	—	.	.
	衣 料 品	3	4	2.5	2.9	9	17	7.0	6.0

(注) 繊維品は糸、織物とアパレル以外の様々な完成品を含む。衣料品に関する括弧内の数値は毛製品の年平均輸入増加率を示す。

(出所) Majmudar, M. The Multi-Fibre Arrangement (MFA IV) 1986-1991: A move towards a Liberalized System?, *Journal of World Trade*, Vol. 22, No. 2, 1988. 原資料は *Accords Textiles CEE* (Prométhée, Brussels), *Status Reports on Import Quotas*, United States Customs Service. 括弧内の数値については *Trade and Development Report*, UNCTAD, 1985による。

表5 ECの二国間協定による規制：MFA I-IV

輸出国	MFA I 対象品目 <sup>2</sup>		MFA II 対象品目 <sup>2</sup>		MFA III 対象品目 <sup>2</sup>		MFA IV 対象品目 <sup>2</sup>		MFA V 年平均輸入 増加率 (%)	
	繊維品	衣料品	繊維品	衣料品	繊維品	衣料品	繊維品	衣料品	繊維品	衣料品
アルゼンチン	—	—	2	—	—	—	3	—	3.2	—
ブラジル	4	—	5	5	6	3	6	3	3.0	3.9
ブルガリア	2	4	6	11	4	10	17	25	3.5	3.4
チェコスロバ キア	3	9	19	22	13	22	17	23	3.5	3.4
中国	2	1	5	7	4	6	—	—	—	—
香港	2	13	9	35	6	34	7	28	1.0	2.0
ハンガリー	3	11	12	19	9	18	13	12	3.5	3.7
インド	4	1	5	9	3	10	4	6	4.7	4.1
インドネシア	2	—	—	3	—	4	4	3	4.5	5.0
マカオ	—	1	2	21	3	21	3	19	4.7	2.1
マレーシア	—	1	3	7	3	6	5	4	4.5	4.5
メキシコ	2	—	2	—	1	—	—	—	—	—
パキスタン	3	—	3	6	2	4	5	2	4.6	5.5
ペルー	—	—	2	1	1	1	2	—	6.0	—
フィリピン	—	—	—	11	—	11	1	10	6.0	6.3
ポーランド	—	—	14	14	12	12	9	13	3.3	4.0
ルーマニア	3	7	16	17	12	16	11	14	5.0	3.3
シンガポール	—	1	3	10	3	8	3	6	3.7	3.6
韓国	6	10	14	31	14	32	15	30	3.4	2.7
スリランカ	—	—	—	5	—	4	—	—	—	—
タイ	2	2	3	10	3	11	6	11	4.2	5.4
ウルグアイ	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
ユーゴスラビ ア	—	17	7	12	4	10	—	—	—	—

(注) 1. 1986年12月までに二国間協定を結んだ国は次の通り。アルゼンチン、バングラディッシュ、ブラジル、ブルガリア、チェコスロバキア、香港、ハンガリー、インド、インドネシア、マカオ、マレーシア、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、シンガポール、韓国、スリランカ、タイ、ウルグアイ。

2. 数値は規制を受けている品目数を示す。

(出所) 表4に同じ。原資料はMFA I-IIIについては、GATT Report, *Textile and Clothing in the World Economy*, Geneva, 1984, Table 3.9. MFA VのデータはEC公式刊行物, No. L387, December 1986より計算。



表6 1986年7月以降アメリカが主要供給国と結んだ二国間協定

	織 維 品			衣 料 品		
	規制品目数	輸入増加率	協定期間	規制品目数	輸入増加率	協定期間
韓 国	21	1.0	3年	6565	0.9	3年
香 港	7	1.0	1986-1991	56	1.0	1986-1991
台 湾	26	1.0	3年	56	1.0	3年

(出所) 表4に同じ。原資料は the Textiles Division, United States Bureau of Economic and Business Affairs 提供のデータ。

の支配下にあると伝統的に考えられていた財の貿易をも GATT 原則によって律することはできなかつた。近年 GATT の支配を離れた最大の品目は鉄鋼と自動車であり、それらが GATT に代わって依拠したのは輸出自主規制協定である。<sup>23</sup> 輸出自主規制協定には、日米間のそれを例にとるならば次の4つの類型がある。(1)通商法による国内産業に対する損害認定を経ずに結ばれた協定(鉄鋼輸出自主規制協定(第一次,1969-71年,第二次,1972-74年),日米繊維協定(1970年)),(2)国際貿易委員会の損害決定を経て結ばれた協定(カラーテレビ輸出自主規制協定(1977年),第4次鉄鋼輸出自主規制協定(1984年より5年間の予定)),(3)国際貿易委員会の損害なしの決定にもかかわらず結ばれた協定(日米自動車協定(1981年)),(4)日米間の事前の折衝や交渉は一切なく、日本の業界または日本政府の一方的判断によって輸出規制が行われる場合。<sup>24</sup> 協定が成立するためには、明示的であれ暗黙であれ関係国間の合意が必要だけでなく、協定が両国の国内法に抵触しないための工夫がなされねばならない。その良い例が、対米自動車輸出規制における次の措置である。つまり日本の輸出規制を日本政府による「国家行為」または「政府強制」ということにして、米独禁法が企業による輸出カルテルは許さないが、外国政府の行為および外国政府によって強制された行為についてはこれを免責するという点を利用してその網を免れたのである。<sup>25</sup> だが関係国間の合意があっても、それを GATT の waiver 獲得の手續に代えることはできない。また国内法との抵触関係を免れるとしても、それが GATT において許容されていない貿易制限措置であることには変わりない。輸出自主規制協定は、二国間協定である点で最恵国待遇原則と、輸出国の負担と輸入国の負担

が不均衡である点で相互主義原則と、貿易障壁である点で貿易障壁軽減原則と、そして市場分割アプローチによる貿易の実質的なカルテル化である点で公正貿易原則とそれぞれ矛盾する。<sup>26</sup>

### (3) 政府による国内生産者の保護の容認

GATTは自由競争に信を置くが、過度の輸入競争圧力から国内生産者を保護する権利を政府に与えている。そのための第一の規定が第6条「ダンピング防止税および相殺関税」である。第6条に基づいて、締約国は、ダンピングと補助金輸出という不公正な貿易慣行——両者の間には前者が私企業の行為、後者が外国政府の行為という相違がある——に対して、それが国内産業に「実質的な損害」を与えるもしくは与える恐れのあるときには、ダンピングあるいは補助金の大きさを超えない範囲で、ダンピング防止税あるいは相殺関税を課することができる。ここで注意すべきは、ダンピング防止税あるいは相殺関税の賦課には、ダンピングあるいは補助金輸出という事実だけではなく、それによる「実質的な損害」の発生という要件が必要なことである。つまり第6条はダンピングあるいは補助金輸出を防止することよりはむしろダンピング防止税、相殺関税の乱用を防止することに主眼を置いているのである。このことは、輸入国の「実質的な損害」を補償するために、ダンピング防止税と相殺関税を併課されることはないという規定（第6条5）にも表れている。

国内生産者を保護する権利を与える第二の規定は、前述の第19条「特定の製品の輸入に対する緊急措置」である。第6条がダンピングと補助金輸出という不公正貿易の対抗措置を定めているのに対して、第19条は、輸入急増が国内生産者に「重大な損害」を与えるもしくは与える恐れのある場合には、たとえ公正な条件で行われた輸入であっても、それを制限しうる権利を与えるものである。輸入国に損害を与える点では同じでも、その原因が一方は不公正な貿易、他方は公正な貿易という違いがあるため、第6条と第19条の間には次の相違が設けられている。まず両者は発動要件において異なる。発動要件としての損害の内容を、第6条は「実質的な損害」(material injury)、第19条は「重大な損害」(serious injury)と規定している。第6条が不公正貿易に対して対抗手段を

採ることを認め、第19条が公正貿易をも制限する権利を与えるものであるため、両者の発動要件の内容を較べるならば、「重大な損害」の方が「実質的な損害」よりも重いと解釈するのが自然である。また公正な貿易を規制する第19条においては、貿易の制限は無差別原則に従って実行される。そして「損害を防止しまたは救済するための必要な限度および期間において」許される。つまり制限は暫定的である。さらに第19条は輸入制限を許容する一方で、輸入国には補償を行う義務を課し、補償がなされなかった場合には、対抗措置を採りうる権利を輸出国に保証している。これに比し第6条は、不公正貿易に対して対抗手段を採ることを認めるという内容上、当然、ダンピング防止税あるいは相殺関税は不公正貿易を行っている国にのみ課される。つまり差別的に課される。そしてそれは輸出国が不公正な手段を採っている限り課される。また第6条は補償の義務と報復の権利については一切言及していない。第19条が制限の無差別性を条件とし、補償の義務と報復の権利を保証しているのは、大国の恣意的で差別的な輸入制限を防御するためである。しかし大国はいくらでもループホールを見つけ出す。事実、主要製品の貿易は以上の防御手段をもった第19条ではなく、それを棄て去った MFA や輸出自主規制によって支配されているのである。

確実なはずの関税のもつ不確実性。一国の経済において基軸的地位を占める財が軒並 GATT から離反している現実。大国の利害に基づいて形成されている貿易秩序。小国にとって合意とは、大国の要求に同意することにほかならない。GATT の骨格の概観からわかるこれらの事実は、GATT を自由貿易の守護神というにはあまりにも不名誉なものばかりである。だが GATT の不名誉は同時に、それを理論的に支える比較生産費説の不名誉である。現実の貿易の重要な部分を律しえない GATT の無力は、世界経済の現実を捉ええない比較生産費説の無力である。比較生産費説は基軸国・非基軸国の差異を消し去り、同質の経済主体から成る対称的世界を描く。そして世界経済が決して逸れない生産力の不均等発展を捨象し、所与の国際間の生産力格差の下で、貿易によって社会的労働の節約という利益が如何に生まれるかにのみ思考を集中する。思考がこの一点に集中されるならば、国際商品交換における財の相違、典型的に

は、資本時間によって支配される工業と自然時間によって支配される農業という相違にも無関心となる。非対象性と動態を切り捨てた比較生産費説の法的表現たる GATT が、それを切り離せえない現実の世界経済を統べることができないのは当然である。GATT から離反した部門をみるならば、それは資本時間の支配の及びえない農業であり、工業部門の中でも、生産力の不均等発展の波に最も激しく晒されている部門である。比較生産費説のフレームに収まらない財が GATT から離脱しているのである。GATT の不名誉は比較生産費説とは異質な要素に対する諸国の防御作用によって生み出された抗体だと言えよう。

#### 4. 国際通商と法

GATT は自らを生む母体となった1947年の関税引き下げ交渉以来、1979年に終結した東京ラウンドまで7度の多角的貿易交渉を行ってきた。これまでの多角的貿易交渉を振り返るならば、ケネディ・ラウンド（1964-67年）以前と以後とでは、そこに大きな断層が認められる。というのは、ケネディ・ラウンドとそれに続いて行われた東京ラウンド（1974-79年）においては、交渉の内容はこれまでになく多様化し、交渉の過程で各国の利害は一層複雑に錯綜するようになったからである。このような変化は、しかしながら、多様化した交渉内容を捌き、複雑に絡んだ諸国の利害を解きほぐす GATT の力の増大を伴うものではなかった。むしろ逆に、ケネディ・ラウンドと東京ラウンドを推し進める動機となった要因が、同時に GATT 原則を新たに侵害する要因となった。本節では、GATT の40年に亘る活動の中から、ケネディ・ラウンドにおける関税引き下げ交渉と東京ラウンドにおける非関税措置に関するコードの策定を取り上げ、国際通商を一定の方向に導くためのルールが、国際通商をそれとは反対の方向へ押しやる力を呼び起こすようになったことを示そう。

##### 4.1 相互主義の泥濘——ケネディ・ラウンド——

関税交渉のほか、農産物交渉、ダンピング・コードと穀物協定の成立など多様な内容をもつケネディ・ラウンドだが、その目玉商品は何といても関税一括

引き下げが初めて試みられたことである。<sup>27</sup> 従来の品目別国別交渉方式に代わって一括引き下げ方式が提案されたのは、1960年代の初めには先進国のほとんどが GATT 第11条国に移行し、自由化率も90%に達し、貿易自由化を巡る議論の焦点が再び関税に移ってきたにもかかわらず、品目別国別交渉による関税引き下げが行き詰りをみせていたからである。品目別国別交渉方式の行き詰りの原因は、この方式が、ある財のある国への主要供給国のみが、その国からその財について関税譲許を得る立場にあるという主義供給国原則 (principal supplier rule) に縛られていることにある。つまり品目別国別交渉方式においては、交渉当事国がともにそれぞれの財の相手国への主要供給国であり、かつそれぞれの財に対する両国の関税が高く、従って自国の輸出財にとって相当の潜在的利益のある関税譲許を相手国から引き出すために、自国もそれに見合う関税譲許を相手国に与える用意があるという条件があって初めて効率的な関税引き下げが実現され、その成果が無差別原則によって他の加盟国にも適用されるのである。相手国の譲許によって生まれる潜在的利益と引きかえに自国も譲許を提供するという相互主義が、この交渉方式の基本であるため、まず、一方の国が主要供給国でない場合には、関税引き下げによる潜在的利益従って提供しうる譲許可能性に格差が生じ、譲許実現の規模は小さい方の譲許幅によって制限されるという縮小均衡の弊害がつきまとう。このため極端な場合には、輸出能力の乏しい低開発国は関税交渉から完全に排除される結果となる。また「ゼロ・バインド」、「アップ・バインド」も譲許と等価とみなすという規定にもかかわらず、現実には、低関税国は交渉手段に乏しいという不平等を免れない。さらに無条件最恵国待遇原則によって他国間の交渉の成果が適用されるので、交渉に消極的になるという難点を回避できない。

品目別国別交渉方式のもつ以上の難点のために、実際、関税引き下げの成果は、表7に示されるように、第3回の交渉をピークに頭打ちになってきた。一括引き下げ方式への転換によってこの行き詰りを打開する動きは、欧州の高関税国が一方的に関税引き下げを行うべきだというベネルクス<sup>28</sup>の要求(1950年)、関税負担率の大幅な軽減 (輸入商品を10のカテゴリーに分け、各カテゴリーごとの関税負担率

表7 ガット一般関税交渉

交渉名	時期	場所	参加国数	譲許税目数
第1回 関税交渉	1947年	ジュネーブ	23	45,000
第2回 //	1949年	アヌシー	32	5,000
第3回 //	1950-51年	トーキー	34	8,700
第4回 //	1956年	ジュネーブ	22	3,000
第5回 // (ディロン・ラウンド)	1961-62年	ジュネーブ	23	4,000
第6回 // (ケネディ・ラウンド)	1964-67年	ジュネーブ	46	30,300
第7回 // (東京ラウンド)	1973-1979年	ジュネーブ	99	約33,000

(出所) 三宅正太郎編著『貿易摩擦とガット』日本関税協会, 1985年, 62ページ。

を毎年10パーセント, 3年間で合計30パーセント引き下げる)と品目ごとの最高税率の設定(原料品5パーセント, 半製品15パーセント, 完成品30パーセント, 農産物27パーセント)を内容としたフレンチ・プランの提唱(1951年), そして対外共通関税を最高20パーセントまで引き下げる用意があるというEECのディロン・ラウンド(1961年)での態度表明という形で潜在的に進んできたが, それらは実を結ばなかつた<sup>29</sup>。一括引き下げ方式への転換によって交渉の停滞から脱する試みを現実のものにするには, ここでもアメリカのイニシアティブが不可欠であった。1962年アメリカが, 「EECの最大の挑戦に対する新兵器」として打ち出した通商拡大法の関税引き下げに関する授權条項が, 一括引き下げ方式への転換の推進力となったのである。通商拡大法は大統領に次の二つの関税引き下げ権限を, 向こう5年間に亘って与えた。第一は, 1962年7月1日現在の関税率を50パーセント引き下げる権限であり, 一般権限と呼ばれる。第二は, アメリカとEECの輸出額の合計が自由世界の輸出額の80パーセント以上を占める品目(80パーセント品目)の関税を無税にする権限であり, 特別権限と呼ばれる。通商拡大法はEECの対外共通関税の壁を打ち壊すことを目的としたものである。だが対外共通関税の除去はすべての品目についてなされる必要はない。それは, アメリカがEECと激しい競争関係におかれている品目についてなされれば十分である。80パーセント品目とはそのような品目であり, 80パーセント品

目に狙いを定めた特別権限に、通商拡大法の「新兵器」としての意味もあることは言うまでもない。以上の狙いを秘めた通商拡大法に先導されて、第6回関税交渉（ケネディ・ラウンド）は開始された。しかし周知のように、イギリスのEEC加盟交渉がドゴール大統領の爆弾声明によって決裂したため、80パーセント品目はイギリスの加盟が実現した場合の26品目から僅か2品目へと激減し、特別権限は意味を失い、ケネディ・ラウンドの焦点は関税の50パーセント一括引き下げを巡るアメリカとEECの攻防へと移っていった。

ケネディ・ラウンドで関税の一括引き下げが提案されたことは、関税譲許のバランスを第一義的に考える旧来の方式が放棄されたことを意味するものでは決してない。むしろ逆に交渉の過程で反対に作用する要因が次々と現れ、一括引き下げという原則は手塚足塚を嵌められるようになった。(1)例外リストの作製、(2)nonlinear countriesの形成、(3)関税格差問題の三つが一括引き下げを制約した要因である。

すべての品目について基準となる関税を一定パーセント引き下げることが原則として受け入れた国々——これをlinear countriesあるいはlinear cuttersという——にとっても、関税引き下げによって国内産業が大きな打撃を受ける場合があり、例外は不可避である。そこで例外リストつまり関税の50パーセント引き下げまたは無税の据置を約束できない品目を掲載したリストの作製という問題がまず持ち上がった。二つの方法によって例外リストを作製することが考えられるが、そのいずれも否定された。第一は共通の例外リストを作ることである。だがこの方法では、いずれか一つの締約国によって例外扱いされた品目がすべてリストに含まれねばならず、例外リストの膨大なものになり、関税引き下げという目的そのものが実現されなくなる。そこで例外品目の総輸入に占める割合の上限を設定することが考えられるが、この方法にはまず、どの国も与える譲許を最小にしようとしているため、それほど例外を必要としない国にあっても、例外のquotaは自動的に満たされるという弊害がある。またこの方法では、許容された例外の与える保護効果が、各国の輸入構造によって異なるという不平等が生じる。すなわち国内に競合する生産者の少ない食糧や原

材料が輸入の大部分を占める先進国は、例えば10パーセントの例外によって、国内生産者に十分な保護を与えることができるが、輸入の大部分が国内生産と競合する工業製品である低開発国にとっては、10パーセントという例外は、製造業を確立するための十分な保護とはなりえない。すべての国を満足させる割合を例外の上限とするならば、それは非常に大きいものとなり、そして各国とも限度いっぱいまで例外を利用するため、関税引き下げの実をあげることはできない。例外リストの作製については、結局、「国家的重要性を有する最少限のもの」という基準に照らして各国が作製したものを、多角的審査に付すことになったが、この審査の過程で目を引いたのは、やりきれないことに、数多くの品目を例外リストに挙げ、他国が例外品目数を減らすならば自国もそうするというやり方で、例外リストが取引の道具に使われたことである。<sup>29</sup>

例外扱いされた最大のものは農業部門である。個々の農産物ではなく農業が全体として例外とされたのは、農産物貿易が数量制限や国家貿易などの非関税措置によって規制されており、関税がその決定要因になっていない以上当然のことである。このため農産物はすべて一括引き下げ交渉から除外され、特に、穀物、食肉、酪農品については、国際商品協定の締結を目指した議論が行われ、その他の農産物は品目別交渉に委ねられた。

一括引き下げ方式を妨げた第二の要因は、一国全体として一括引き下げ方式を拒否する *nonlinear countries* の形成である。農産物の輸出に占める割合がすべての国についてほぼ同一ならば、農産物が一括引き下げ方式から完全に除外されても、大きな問題とはならない。しかし農産物が輸出の大部分を占める国が存在する現実において、農産物に一括引き下げ方式が適用されないとすると、農業へ大きく依存する国にとっては、工業製品については関税の一括引き下げを強いられるにもかかわらず、農産物交渉の成果は不確実となり、譲許の等価性が実現されないという不平等が生じる。さらに、たとえ農産物の関税が50パーセント引き下げられても、農産物に課せられた多くの非関税障壁が、農産物輸出国から関税引き下げの利益を奪ってしまうという問題が残る。オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ共和国は以上のことを問題視し、この3



か国は一括引き下げ交渉から完全に除外されるべきことを主張した。そしてカナダもこのグループに加わった。これら4か国は、特殊貿易構造国すなわち関税の一括引き下げが利益の十分なバランスをもたらさない特殊な経済・貿易構造をもった国と認められ、一括引き下げ交渉の枠外で品目別交渉を行うことを許された。さらに低開発国全体(21か国)も、先進国から相互主義を要求されないことが認められ、一括引き下げ交渉からはざされた。このように関税交渉において最初から一括引き下げ方式をとらない国を *nonlinear countries* という。 *linear countries* が例外リストを提出したのに対して、 *nonlinear countries* は、これまでの関税交渉におけると同様に、自国の受ける利益に見合って関税引き下げを行うことの可能な品目を記載したリスト(オプファー・リスト)を提出した。特殊貿易構造国と低開発国のどちらのグループにも属さないが、オプファー・リストを提出した5か国を含め、41か国(EECを6か国と数えるならば、46か国)中30か国という多数の *nonlinear countries* が形成されたため(表8)、ケネディ・ラウンドにおける関税交渉は、これらの国々の主要輸出入品目から成る広範な品目について、旧来の品目別国別交渉に付きまといわれることになった。

一括引き下げ方式を原則として受け入れた *linear countries* 11か国が関税交渉の中核となる国々である。だが一括引き下げ方式のもう一つのそして最大の障害が *linear countries* 内部から生まれた。すなわち関税格差を巡るアメリカとEECとの対立である。イギリスのEEC加盟が実現せず、特別権限が武装解除を受けたため、アメリカは関税の50パーセント一括引き下げに一層力を注ぐようになった。アメリカの攻勢にEECは、アメリカがEECに比して相対的に高関税国であるという事実をもって対抗した。アメリカとEECの関税率の分布状況を較べ、関税率30パーセント以上の税目数の全体に占める割合が、EECの1パーセントに対して、アメリカでは18パーセントにも達する点、そしてアメリカではEECよりも関税率のバラツキが大きい点を捉え(表9)、EECはアメリカに関税格差論争を挑んだ。原材料、半製品、完成品と加工度が進み、付加価値の割合が高まるに従って関税率も高くなるような関税体系が合理的で

表8 ケネディ・ラウンド交渉参加国一覧表

	国名	参加状況					備考
		リニア ・カッ タ	ア カ ッ タ	特 易 国	貨 造 開 途	発 上 国	
1	アルゼンチン※				△		ガット加入交渉
2	豪州※			◎			
3	オーストリア※	○					ガット加入交渉
4	ブラジル※				△		
5	カナダ※			◎			ガット加入交渉
6	セイロン				△		
7	チリ※				△		ガット加入交渉
8	チェコスロバキア※					×	
9	デンマーク※	○					ガット加入交渉
10	ドミニカ※				△		
11	E E C※	○					ガット加入交渉
12	フィンランド※	○					
13	ギリシア					×	ガット加入交渉
14	アイスランド※	○					
15	インドネシア				△		ガット加入交渉
16	インドネシア				△		
17	アイルランド※					×	ガット加入交渉
18	イスラエル※				△		
19	ジャマイカ※				△		ガット加入交渉
20	日本※	○					
21	韓国※				△		ガット加入交渉
22	マラウイ※				△		
23	ニュージーランド※			◎			ガット加入交渉
24	ニカラグア				△		
25	ナイジェリア				△		ガット加入交渉
26	ノルウェー※	○					
27	パキスタン				△		ガット加入交渉
28	ペルー※				△		
29	ポランド					×	ガット加入交渉
30	ポルトガル※					×	
31	シエラレオネ				△		ガット加入交渉
32	南アフリカ※			◎			
33	スペイン※				△		ガット加入交渉
34	スウェーデン※	○					

35	ス	イ	ス※	○			
36	トリニダッド		トバゴ※			△	
37	ト	ル	コ※			△	
38	英		国※	○			
39	米		国※	○			
40	ウ	ル	グ			△	
41	ユ	ー	ゴ			△	
			ス				
			ラ				
			ビ				
			ア※				
	合		計	11 (16)	4	21	5
							41(46)

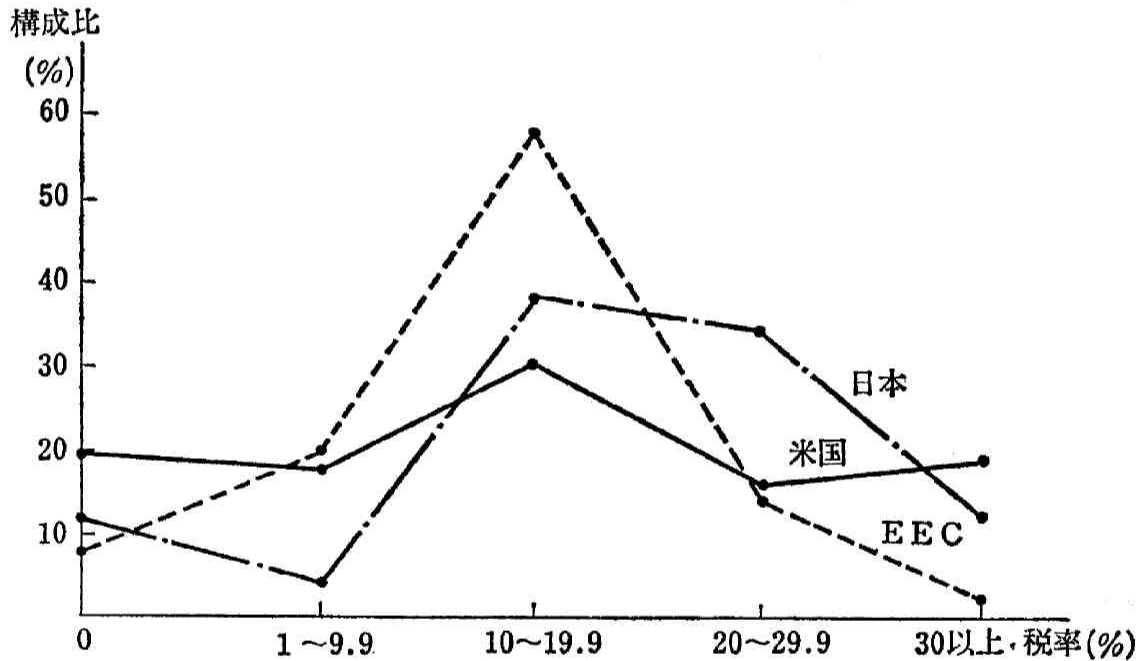
- (注) 1. 括弧内は EEC を 6 개국として計算した数値である。  
 2. ○リニア・カッター=工業品関税につき 5 年間に 50% 引下げの原則を受諾した国をいう。これらの国は、50% 引下げまたは無税の据置きができない品目のリスト、いわゆる例外リストを提出した。  
 3. ◎特殊貿易構造国=輸出品は農産物、一次産品などの少数の種類のものに限られているのに対し、輸入は多種多様にわたっているため、均等一律の引下げ方式を適用すれば、利益のバランスがとれない国をいう。これらの国は、自国の受ける利益と見合うだけのオファー・リスト(関税引下げの可能な品目のリスト)を提出した。  
 4. △開発途上国=本交渉においては先進国から相互主義を要求されないことが認められ、各国とも独自の判断でオファー・リストを提出した。  
 5. ×その他の国=以上の 3 つのグループに入らない国で、すべてオファー・リストを提出した。  
 6. 国名に※を付した 32 개국 (EEC 6 개국と数えれば 37 개국) は、本交渉で関税引下げ等の譲許を行なった。  
 7. 32(37) 개국のほか、ポーランドは、最低輸入量を保証するという譲許を行なった。  
 8. 当初、上掲の諸国のほか、サイプラス、ガーナ、象牙海岸、マタル、ニジェール、トーゴ、ウガンダおよびアラブ連合の 8 개국もケネディ・ラウンドに参加したが、途中で交渉から脱落したため正式に交渉に参加した国は、表 8 の 41(46) 개국である。

(出所) 大蔵省関税局監修『ケネディ・ラウンドの全貌』日本関税協会、1967年、46ページ。

あり、このような税率格差を維持しつつ、関税体系全体を低い方へ接近させるべきだと EEC は主張し、具体的には、「目標税率を、例えば、原料品無税、半製品 5 パーセント、完成品 10 パーセントと定め、この目標税率と現行税率の差を例えば 50 パーセント減らす」という平準化 (écrêtement) 方式——*écrêtement* とはフランス語で、鶏のトサカを切ることあるいは山の頂上を切り崩すことを意味する——を提案した。また EEC は、両者の関税率のバラツキに格差がある場合、関税率を一律に引き下げることばバラツキの小さい EEC に不利になるとも主張した。EEC の以上の提案と主張に対するアメリカの言い分は次のようなものである。(1)平準化方式に対して。一括引き下げの目的は貿易の拡大であって、関税水準の平準化ではない。EEC の提案では関税引き下げ幅が小さくなり、貿易拡大の目的に沿わない。(2)関税格差について。各国の経済構造と

表9 関税率分布比較表

現行税率	米 国		EEC (共通関税)		日 本(実行税率)	
	税目数	構成比 (%)	税目数	構成比 (%)	税目数	構成比 (%)
無 税	990	20	257	9	324	13.2
1~9.9%	894	18	532	19	90	3.7
10~19.9%	1,510	30	1,618	58	937	38.0
20~29.9%	775	15	350	13	815	33.1
30% 以上	895	18	38	1	295	12.1
計	5,064	100	2,795	100	2,461	100



(出所) 大蔵省関税局監修『ケネディ・ラウンドの全貌』17ページ。

貿易構造は異なるので、関税率に差があるのは当然であり、この格差をなくせと言うのであれば、賃金などの経済的・社会的条件も平準化せねばならない。

(3)関税率のバラツキについて。バラツキの大きいことは高関税だけでなく、低関税の存在も反映している。EECの主張は、高関税の引き下げは低関税の同じ率だけの引き下げよりも大きい貿易拡大効果をもたらすということを考慮していない。

しかし以上の反論によってもEECの強硬な態度を崩すことはできず、アメリカも関税格差問題を避けて通ることはできなくなり、その後の議論は、関税率に

格差ありと判定する基準と格差があると認められた場合の引き下げ方式に集中した。そして交渉の結果得られた合意は次のようなものである。高い方の税率が低い方の税率の2倍以上で、かつ両者の差が10パーセント以上のものを格差品目とみなし、格差是正の方法としては、高い方の国が50パーセント引き下げ、低い方の国が50パーセント未満の引き下げを行う。関税引き下げを促進するためには、本来、高関税国が50パーセントを超える引き下げを行い、低関税国が50パーセント引き下げるべきだが、高関税国の関税引き下げ幅を大きくするのではなく、低関税国の引き下げ幅を小さくするという格差是正の方法とならざるをえなかったのは、通商拡大法が大統領に与えた一般権限の幅に縛られたためである。以上の合意に達したものの、EEC は一括引き下げの対象からはずされる格差品目の範囲を拡げようとし、アメリカはそれを狭めようとしてなお攻防が続いた。EEC は、半製品については、2倍と10パーセントという二重の格差基準のうち10パーセント条件は必要ではないと主張したが、アメリカはこれを認めなかった。もう一つの対立点はアメリカの提案によるもので、第三国が EEC への主要供給国である品目（例えばスイスの時計）についてである。関税格差が存在することを理由に、EEC がこのような品目の関税引き下げ幅を小さくするならば、この品目の主要供給国は、一括引き下げが実現されたならば得られる利益を減殺されるので、このような品目も格差対象からはずされるべきだ。という提案をアメリカは行った。この提案は第三国によっても支持されたが、EEC はこれを関税引き下げの一般的基準として受け入れることを拒否し、解決は関係国間の協議に委ねられることになった。

関税交渉一つをとっても、そこには以上のような多くの論争点が存在するが、交渉に最大のインパクトを与えた要因は、EEC が関税格差を問題にし、関税格差の基準が定められたことである。格差基準が定立されたことは、格差原理を発動して関税引き幅を小さくする権利を linear countries に与えるものであり、そのためすべての linear countries は、他の linear countries がこのような行動をとることによって、自国の与える譲許と受ける譲許の全体のバランスが崩れるかどうか、またどの程度崩れるかを品目ごとに評価せねばならなくなり、品目

別国別交渉に大きく道を開くことになったのである。そして全体の譲許のバランスは例外品目まで含めて秤量されねばならず、例外リストに関する交渉が重要となるのだが、前述のように、例外品目数までも取引の材料にされたのである。<sup>80</sup> こうして linear countries 間の交渉においても、「一律50パーセント引き下げ」は作業上の仮説 (working hypothesis) に留まり、関税交渉はこの仮説に基づくとともに、関税格差、農業問題、例外品目、非関税措置等々の諸問題を考慮し、相互主義を達成する方向で進められることが確認されたのである。ケネディ・ラウンドにおける関税交渉は、一括引き下げ方式と旧来の品目別国別交渉方式の混合種であった。

アメリカと EEC という二大 superpowers の角逐に彩られたケネディ・ラウンドは、関税交渉については、世界貿易の75パーセントを占める41か国 (EEC を6か国と数えれば46か国) が参加し、譲許品目数30,300、平均関税引き下げ率35パーセントという成果を実現した。またダンピング・コードの成立や ASP 制度の廃止など非関税措置の除去のための取組を合わせるならば、その成果はこれまでになく大きいものだと言うことができる。しかし、国際通商における力の支配に対するものとしての法の支配を目的とする GATT に視点を置くなれば、重要なことは、ケネディ・ラウンドの成果が過去の関税交渉の実績に較べ如何に大きいか、しかしアメリカの当初の構想に比すれば如何に大幅な後退であったかを確認することではなく、国際通商を律する法体系としての GATT がケネディ・ラウンドにどのようなインパクトを与えたのか、そして逆にケネディ・ラウンドによって GATT はどのような変容を蒙ったのかを明らかにすることである。

GATT 第28条の2は関税交渉の方式として、品目別交渉だけでなく「関係締約国が受諾する多角的手続」を適用した交渉を定めている。ケネディ・ラウンドは、一括引き下げルールを適用することによって、後者の方式を初めて実践しようとしたものである。しかし一律50パーセントの引き下げは作業上の仮説に留まり、交渉には相互主義が例外としてではなく広範に入り込んだ。ケネディ・ラウンドの経験は相互主義の考えが如何に根強いかを示すものであり、

相互主義がこのように強い影響力をもっている限り、ルールによって関税交渉を一定の方向へ導くことがほとんど不可能であることを如実に示した。我国における関税問題の泰斗岡茂男氏は、相互主義への固執を、等価交換原理という資本主義における商品交換原理の関税交渉における現れであると言われる<sup>31)</sup>。だが相互主義を商品交換における等価性に擬することができるのは、社会的必要労働時間という商品交換における等価性の基準に匹敵する、関税譲許における等価性の基準を概念として確定しうる限りにおいてである。しかし第2節でみたように、このような基準を定めることはできない。そうすると、相手国から受ける譲許に見合って自国も譲許を与えるという相互主義は、自国の与える譲許をできるだけ少なくするための原理に転化する。譲許の交換とは、重商主義的取引であり、GATT の機能はそれに必要な paperwork を提供することにすぎない<sup>32)</sup>と言われるのも故なきことではない。

関税引き下げを縮小均衡化する相互主義が広範に導き入れられたにもかかわらず、ケネディ・ラウンドがこれまでにない成果を挙げることができたのは、むしろ GATT 原則を侵害する要素が生まれたためである。GATT は多角的な協議と交渉によって通商問題の解決を図ることを支柱の一つにしている。だがこのルールが意味をもつのは、諸国の力にそれほど大きな格差がない場合に限られる。アメリカと EEC という二つの superpowers が存在するようになると、通商問題の多くはこれらの中で交渉され、その結果が交渉全体の動向を左右するようになる。ケネディ・ラウンドにおいてこれまでにない大きい関税引き下げの成果が得られたのは、アメリカと EEC という二大 superpowers がぎりぎりまで利害の妥協を図った結果である。無差別原則を侵害する関税同盟としての EEC の成立は、アメリカをして、対外共通関税の壁を打ち崩すことを目的としたケネディ・ラウンドを推進せしめる動機となった。関税格差を巡る激しい対立を引き起こしながら、両者を妥協へ向かわせたのは、アメリカの広大な国内市場と域内関税を撤廃した、それに劣らぬ広大な共同市場のもつ魅力である。両者が広大な国内市場をもつために、関税引き下げが相手に与える潜在的利益は相互に大きいものになり、妥協点を見出すことが可能となったの

である。また EEC が統一体として関税交渉に参加するようになり、交渉の窓口が EEC に一元化された方が、6か国が個別に交渉を行うよりも効率的な交渉が可能となることは言うまでもない。GATT が信を置く自由競争ではなく、アメリカと EEC の二大 superpowers の間の交渉という、いわば世界経済の寡占化によって、大きな関税引き下げの成果が得られたのである。

#### 4.2 コード主義の功罪——東京ラウンド——

ケネディ・ラウンドにおける関税論議は、東京ラウンドにおいても、関税引き下げ方式として平準化方式を主張する EC、日本、スイスと原則として一律 60パーセント引き下げの立場を譲らないアメリカとの対立となって再現された。両者の対立に対して、引き下げ方式としてはスイスの示した平準化方式を採用し、かつ加重平均で40パーセントの引き下げ率を目指すという、ケネディ・ラウンドと同様の混合種の妥協が図られた。

これまでの多角的貿易交渉に比して東京ラウンドの特徴は、非関税措置が議論の中心に置かれた点にある。過去6回の関税交渉の結果、各国の関税水準は低下し、貿易にとって大きな障害とはならなくなった。その反面で、貿易を阻害する要因として非関税措置の存在がクローズ・アップされてきたことが、非関税措置についての本格的論議を必要とするようになったのである。東京ラウンドでは、非関税措置の貿易制限作用を押さえることを目的とした非関税措置に関する7つのコードを含む下記の11のコードが成立した。

- (1)ダンピング防止協定
- (2)補助金・相殺関税に関する協定
- (3)関税評価に関する協定
- (4)技術的貿易障害に関する協定 (スタンダード)
- (5)輸入許可手続に関する協定 (ライセンスング)
- (6)航空機協定
- (7)政府調達に関する協定
- (8)国際酪農品取極



表10 ガット規定とコードとの関係

事 項 名	一般協定の主要関係条文	コードの名称	コードの主な目的
補 助 金	第16条	補助金・相殺措置協定	第16条（補助金）の解釈と具体的運用方法の策定
相 殺 関 税	第 6 条	補助金・相殺措置協定	第 6 条（相殺関税）の解釈と具体的運用方法の策定
ダンピング防止税	第 6 条	ダンピング防止協定	第 6 条（ダンピング防止税）の解釈と具体的運用方法の策定
関 税 評 価	第 7 条	関税評価協定及び同議定書	第 7 条（関税評価）の具体的運用方法の策定
政 府 調 達	第 3 条 第 8 項, 第17条 第 2 項	政府調達協定	第 3 条第 8 項及び第17条第 2 項の規定に拘らず、政府調達に際して、内国民待遇及び無差別待遇を供与する
輸 入 許 可	第 8 条, 第10条, 第13条	ライセンス協定	ライセンス手続の一層の簡易化、透明化及び公正かつ衡平な運用方法の策定
規 格 ・ 基 準	第 1 条, 第 3 条	スタンダード協定	規格及び認証制度の分野における無差別待遇及び内国民待遇の供与の内容の明確化と規格及び認証制度の立案、制定、運用における透明性の確保
民 間 航 空 機	第 2 条, 第11条, 第16条	民間航空機協定	民間航空機貿易の分野における関税の撤廃及び輸入制限の禁止並びにスタンダード協定及び補助金・相殺措置協定の準用

(出所) 三宅正太郎編著『貿易摩擦とガット』88ページ。

(9)牛肉取極

(10)世界貿易を律するための枠組み

(11)農業に関する多角的枠組み

各コードの内容については、それらの GATT 規定との関係を示した表10を挙げるに留め、<sup>69</sup>ここでは、コードの GATT との関係という法制的な問題とコードが貿易に実際にどのような影響を及ぼしているかという実態的な問題について考察しよう。

東京ラウンドで成立したコードは GATT 規定の細則という位置付けにある。

コードという形で GATT 規定の内容を明確にすることによって、GATT 原則が強化された側面は存在する。次の諸点がそうである。

(1)補助金・相殺関税に関する協定によって、相殺関税を発動するには、補助金と国内産業の損害の間に因果関係が存在せねばならないことが定められ、その恣意的な発動に歯止めがかけられた。アメリカの相殺関税賦課の根拠規定は1930年関税法第303条にあるが、第303条は、発動要件として、補助金と国内産業の損害との間の因果関係の存在を欠く、つまり輸出国で補助金が交付されていれば、米国内産業の損害の如何にかかわらず、相殺関税を賦課しうる点で、GATT 第6条と整合的でない。そうであるにもかかわらず、第303条は祖父権によって違法性を阻却されているのである。この点を特に問題にしたのは、農産物に広範な輸出補助金を交付している EC である。EC にとっては、米国相殺関税法に損害要件を組み入れることは至上命令であった。一方、アメリカが最も眼を光らせているのが EC の農産物輸出補助金であることは言うまでもない。補助金・相殺関税を巡る両者の睨み合いは、相殺関税の規制に最大の関心を示す EC と補助金の規制強化に交渉の重点を置くアメリカという対立を生み、補助金・相殺関税に関する交渉を東京ラウンドにおける最も困難な交渉の一つにした。難行の末成立した協定では、EC とアメリカの主張が一括して取り扱われている。まず相殺関税を賦課するためには、補助金を受けた製品の輸入が国内産業に損害を与えていることが立証されねばならないという規定が盛り込まれた。これに従い、1979年米国通商協定法では、相殺関税法に損害要件が設けられるようになる。同時に協定は補助金に対しても厳しい規制を加えた。輸出補助金については、二次製品に対して輸出補助金を交付してはならないことが定められ、さらに輸出補助金の範囲を明確にするために、それに該当する措置の例として、政府が輸出実績に基づいて補助金を交付すること、外貨資金特別割当制度等による輸出奨励、国内向貨物よりも有利な条件で、政府が輸出貨物の国内運送料を負担すること等<sup>64</sup>12項目が附属書に示されたのである。また従来一次産品とされていた鉱産物は二次製品として扱われることになり、鉱産物への輸出補助金の交付は禁止されることになった。

(2)関税評価に関する協定は、従価税賦課の基準となる課税価額が恣意的に決められるのを防ぐことを目的としたものであり、輸入貨物の取引価額を課税基準とすることを原則として定めている。関税評価コードの成立によって、この原則から逸脱した評価制度が禁止されることになった。すなわち実際の輸入価額ではなくアメリカでの販売価額をベースに関税評価を行う ASP 評価制度（アメリカ）、輸出価格または輸出国の国内価格のいずれか高い方を課税基準とする 402A 条評価制度（同）、輸出国の国内販売価格に関税評価の基準とする公正市場価格価額評価制度（カナダ）という恣意的な関税評価制度が廃止されるようになった点に、このコードの意義がある。

(3)政府調達はいままで GATT 原則の例外とされ、国産品優遇政策がとられてきた。政府調達に関する協定は、政府調達にも内国民待遇と差別無原則を適用し、その市場を国際的に開放することを目的としたものである。この協定が適用される下限は、一件当たり15万 SDR の物品調達であり、調達は公開入札または選択入札によって行われねばならず、随意契約は例外的な場合にのみ認められる。

しかし同時に、コードには GATT 原則の後退をもたらした側面も少なからず存在する。コードの内容をみるならば、GATT 規定の補足・具体化ではなく、その変更、新たな内容の追加となっているものがある。政府調達に内国民待遇と無差別原則が適用されるようになったこと等はそうである。それらは本来、GATT 規定そのものを改正してその中に組み入れられるべきものである。そうされずにコードが GATT とは別の独立した条約または締約国団の決定とされたのは、GATT 規定の改正については、諸国の対立が激しく、改正に必要な賛成を得ることが困難だからである。

コードに関して最も論議を呼んだことは、GATT の注釈たる位置づけにあるコードを受諾した締約国は、コードの受諾から生じる義務を他のすべての締約国に拡大することを要求されるか否かという問題である。大方の締約国は、GATT の無条件最恵国待遇原則に従い、コードに条件付最恵国待遇原則を適用することつまりコードの差別的適用に反対した。だがそれにもかかわらず、

アメリカはコードの適用に国によって差別を設けた。多角的貿易交渉に関するアメリカの法制は、(1)アメリカの多角的貿易交渉への参加に関する法的フレーム、(2)アメリカ政府代表が多角的貿易協定を受諾する権利に関する法的フレーム、(3)協定の受諾から生じる義務を国内で実行するための法的フレームという三つの段階から成る。ここで問題なのは(3)である。アメリカにおいては多角的貿易協定は自動発効的 (self-executing) ではない。つまりコードの受諾から生じる義務は無条件に実行されるのではなく、特定の法律に従って実行されるのである。非関税措置に関するコードのうち、補助金・相殺関税、関税評価、政府調達、スタンダード、航空機に関するコードについては、交渉代表者にコード受諾の権限を与える1979年通商協定法が同時に、コードに規定された義務を実行する権限を与える国内法の源泉となっている。このため上記の5つのコードのうち、補助金・相殺関税、政府調達、スタンダードの3つのコードに対しては、1979年通商協定法に基づいて、条件付最恵国待遇が適用された。

(1)第101条に基づいて、損害認定を含んだ新しい米国相殺関税法は、補助金・相殺関税コードを受け入れた国にのみ適用される。同コードを受諾しなかった国またはこれと実質的に同等の義務を負担していない国に対しては、1979年通商協定法によって修正される以前の、損害認定を必要としない1930年関税法第303条の規定が適用される。

(2)第301条に基づいて、政府調達コードの規定の実行は、主として、同コードを受諾したかまたはアメリカに対してそれと同等の適切な措置をとる国に限定される。

(3)第441条に基づいて、スタンダード・コードにおける手続上の権利は、アメリカに同等の待遇を保証する一定の国に限定される。<sup>89</sup>

互惠通商協定法ではアメリカは、関税引き下げについて条件付最恵国待遇原則を採っていたが、東京ラウンドのコードに関するアメリカの姿勢は、非関税措置の領域に相互主義を持ち込むことを正式に表明するものである。近年アメリカは、米加自由貿易協定に代表される二国間協定のネットワークの形成を新しい世界経済戦略として打ち出して来ているが、協定相手国にとっても、関税

上の優遇よりもむしろ非関税措置の適用の選別的免除を獲得することが、協定締結のメリットとなってくるであろう。<sup>66)</sup>

岡茂男氏は、GATT 体制を強化するという意図に反して、コードの制定が無差別原則を後退させた側面として、次の5点を挙げておられる。<sup>67)</sup>

第一に、コードへの加盟国が、表11のように、先進国を中心とする9～25か国と EC に限定されたため、同じ GATT 正式加盟国であっても、コード加盟国と非加盟国との間に GATT 上の権利、義務について格差が生じ、差別がもたらされることになった。

第二に、政府調達協定や輸入許可手続協定（ライセンシング）などでは、同じ協定加盟国であっても、特定の加盟国間で協定を適用しないことが認められた。GATT 第35条と同じ不適用条項の新設である。

第三に、開発途上国に対する特別優遇措置が各コードにおいて認められ、無差別原則のさらに大きな後退が生じた。それが最も鮮明に表われているのは、世界貿易を律するための枠組みにおける次の集約的規定である。「GATT 締約国は、一般協定第1条の規定にもかかわらず、異なるかつ一層有利な待遇を、他の締約国に与えることなしに、開発途上国に与えることができる。」

第四に、ライセンス協定では、いまなお差別的輸入許可を行っている西欧諸国の反対によって、この協定に無差別原則を貫くことに失敗している。

第五に、ダンピング防止協定については、旧協定のほかに新協定が作成され、同一分野に二つの協定が併存するという変則的事態がもたらされた。ダンピング防止税の乱用を防ぐために、既にケネディ・ラウンドで「GATT 第6条に関する協定」(旧協定)が策定されたが、東京ラウンドで補助金・相殺関税協定が新たに成立したため、これとの整合性を図るために旧協定が改正されたのである。ダンピングと国内産業の損害の間に因果関係が存在することを、ダンピング防止税賦課の要件としている点では、新旧両協定は同じである。両協定の最大の相違は、旧協定ではダンピングが損害の「主要原因であることが明白である」ことが要求されていたが、新協定では「他の要因による損害をダンピング輸入に帰してはならない」と規定されるに留まり、発動要件が緩和された点

表11 東京ラウンド主要協定類の受諾・実施状況

(1985. 1. 1 現在)

	主要協定類	受諾国数			実施国数		
		総計	内先進国	内開発途上国	総計	内先進国	内開発途上国
非関税措置協定	補助金・相殺措置協定	19+EC	10+EC	9	18+EC	10+EC	8
	ダンピング防止協定	20+EC	9+EC	11	19+EC	9+EC	10
	スタンダード協定	25+EC	9+EC	16	22+EC	9+EC	13
	輸入許可手続協定	22+EC	10+EC	12	21+EC	10+EC	11
	民間航空機協定	9+EC	7+EC	2	8+EC	7+EC	1
	関税評価協定	23+EC	10+EC	13	17+EC	10+EC	7
	政府調達協定	10+EC	8+EC	2	10+EC	8+EC	2
関税譲許	ジュネーブ議定書	20+EC	10+EC	10	19+EC	10+EC	9
その他	国際酪農品取極	17+EC	9+EC	8	16+EC	9+EC	7
	牛肉取極	23+EC	10+EC	13	22+EC	10+EC	12

(注) 1) 実施国数には、1985年1月1日より実施予定の国（カナダと韓国の関税評価協定）を含む。

2) 先進国でまだ受諾していない協定は、カナダ（酪農品）、豪州（関税・スタンダード・民間航空・政府調達）、ニュージーランド（ダンピング・民間航空・政府調達）である。

3) 開発途上国で政府調達協定を実施しているのは、シンガポールとイスラエルだけである。

4) 国際酪農品取極については、アメリカが、84.12.14脱退を通告し、85.2.12発効の予定。

5) 大蔵省資料によって作成。

(出所) 岡茂男「非関税措置国際コードとガット体制——協議・紛争処理・監視制度の創設——」『武蔵大学論集』第32巻第5・6号、1985年3月、9ページ。

にある<sup>68)</sup>。この分野では、GATT加盟国と旧協定受諾国（25か国プラスEC）との間だけでなく、後者と新協定受諾国（20か国プラスEC）との間にも拮差が生じることになり、差別は二重化されたと言することができる。

コードは無差別主義というGATTの基本原則を後退させ、法制面において不確実性の領域を拡大しただけではない。非関税措置の貿易制限的作用を制限するためのコードは、実態面においても、現実の貿易システムの不確実性を増幅するという負のエネルギーをもつものであった。国際通商は多種多様の双務的あるいは多角的な協定および取極によって律せられている。その中心にはもちろんGATTがあるが、GATT諸規定に関する注釈、GATT加盟国と非加盟国との間の二国間協定、特定の貨物の貿易を規制するGATT枠外の差別的な協定・取極（MFA、輸出自主規制協定）などの多くの要素がその周囲に配置されて

いる。これらの複雑に絡み合った協定・取極の総体によって構成されている、国際通商を規制する枠組を trade relation system と呼ぼう。trade relation system において中心的役割を果たす要素は、戦後、徐々にしかし確実に変化してきた。GATTの誕生以来、貿易を規制する主要な手段は関税であったが、多角的貿易交渉を通じて関税が引き下げられるに従い、諸国は国内生産者を保護するために、相殺関税、ダンピング防止税という弾力的な方法に訴えるようになってきた。言い換えれば、trade relation system は、基準の明確な関税を中心としたシステムから発動の基準が必ずしも明確でない非関税措置が中心的役割を果たすシステムへと変化してきたのである。この変化を trade relation system の tariffsystem から contingency system への移行と<sup>89</sup>言い表わそう。

アメリカはケネディ・ラウンドを境に、ダンピング防止措置に頻繁に訴えるようになった。そこには巨大多国籍企業の隠れたダンピングを取り締まるアメリカの意図があったと言われる。だがダンピング防止措置の行使が合法的な貿易をも阻害しかねないことから、ケネディ・ラウンドにおいて、ダンピング・コードが策定されたのである。だがコードの策定は、ダンピング防止税の恣意的発動を規制するという意図とは逆の結果をもたらすものであった。というのは、コードの策定は、反面では、そこに定められた手続と行政上のテクニクのすべてを、貿易を制限するために行使する権利を、コード署名国に与えることになるからである。貿易の阻害要因となる不確実性を取り除くことが、コード策定の目的である。だがコードが世界貿易を律するフレームとなりうるのは、コードが、世界経済の構造に内在する現実の理性を自らの理性としている限りにおいてである。コードの理性が架空の理性であるならば、コードは、そこで規定されたすべての手段を貿易を制限するために用いることを署名国政府に認める、いわばお墨付となり、貿易に介入する政府の力をかえって増大させることになる。事実、事態はこのように進んできている。表12に示されるように、調査開始件数、暫定措置件数、ダンピング防止税賦課件数のどれをみても、主要先進国は増々頻繁にダンピング防止措置に訴えるようになっており、80年代に入って、その水位は一段階高まっている。相殺関税についても、ひとりそれに大

表12 ダumping防止措置の

期 間	ア メ リ カ				E(E)C (イギリス)							
	調査開始 始件数	暫 定 措 置	最 終 決 定		調査開始 件 数		暫定措置	最 終 決 定				
			ダumping 防止税 賦	価格約束 課				ダumping 防止税 賦	価格約束 課	価格約束		
1968年7月～1969年6月	12		5			20		4		1		1
1969年7月～1970年6月	27	4	5	6	1	8	—	4	—	1	1	2
1970年7月～1971年6月	22	14	10	3	2	6	—	2	—	4	3	2
1971年7月～1972年6月	39	29	16	6	11	9	—	2	—	3	3	1
1972年7月～1973年6月	27	23	9	6	4	7	—	1	—	2	8	2
1973年7月～1974年6月	10	12	12	6	2(—)		—	—	—	3(—)		
1974年7月～1975年6月	10	5	—	—	6(6)		2(2)		1(1)		3(1)	
1975年7月～1976年6月	27	15	2	2	19(14)		1(1)		1(1)		3(2)	
1976年7月～1977年6月	15	8	3	9	29(20)		7(5)		5(3)		18(15)	
1977年7月～1978年6月	44	17	10	1	23(—)		11(2)		4(1)		17(1)	
1978年7月～1979年6月	44	18	13	5	18(—)		5(—)		6(—)		14(—)	
1979年7月～1980年6月*	37	19	9	—	17		2		2		8	
1980年7月～1981年6月	15	9	4	1	22		8		5		8	
1981年7月～1982年6月	51	11	47	1	39		7		5		17	
1982年7月～1983年6月	19	25	9	1	26		18		8		25	
1983年7月～1984年6月	46	36	33	—	33		10		10		13	
1984年7月～1985年6月	61	37	28	—	34		11		7		15	
1985年7月～1986年6月	63	43	25	—	23		6		7		11	
1986年7月～1987年6月	41	55	38	2	17		12		7		11	

(注) a EC とカナダの場合は、1980年1月～1980年6月。EC については、1973年6月までは、EEC による各措置の発動件数を左欄に、イギリスによるそれを右欄に示した。また1973年7月から1979年6月までの括弧内の数値は、EC による各措置の発動件数のうち、イギリスの発動件数を示す。

(出所) GATT, *Basic Instruments and Selected Documents* 各号。



発動情況

カ ナ ダ				オーストラリア			
調査開始 件数	暫定措置	最終決定		調査開始 件数	暫定措置	最終決定	
		ダンピング 防止税賦課	価格約束			ダンピング 防止税賦課	価格約束
9	2						
5	4	1	—				
12	9	4	—				
9	8	5	—				
10	6	3	—				
7	2	2	—				
7	6	4	—				
15	12	6	—	34	8	—	7
20	14	9	—	40	7	2	5
19	18	13	—	26	7	1	5
13	12	8	—	20	9	8	4
26	20	8	—	1	1	1	
29	20	15	—	1			
64	23	8	—	報告なし			
	48	37		71	33	39	10
26	40	13		70	22	32	7
35	31	16	1	63	25	15	3
27	23	25	2	54	32	20	5
24	12	8	2	40	17	3	1

表13 相殺関税措置の

期 間	ア メ リ カ				E		C	
	調 査 開 始 件 数	暫 定 措 置	最 終 決 定		調 査 開 始 件 数	暫 定 措 置	最 終 決 定	
			相 殺 関 税 賦 課	価 格 約 束			相 殺 関 税 賦 課	価 格 約 束
1897～1957年			41					
1959～1967年			—					
1967～1974年			17					
1976年			15					
1978年			12					
1979年7月～1980年6月	32	28	12		1			
1980年7月～1981年6月	17	12	5	3	—			
1981年7月～1982年6月	75	46	9		1			
1982年7月～1983年6月	35	34	23		3		1	
1983年7月～1984年6月	22	17	4	—	1	1	2	
1984年7月～1985年6月	60	39	21	6	—	—	—	—
1985年7月～1986年6月	43	24	17	1				
1986年7月～1987年6月	11	16	16	2				

(出所) 1897～1978年までのアメリカによる相殺関税賦課件数については、R.B. Reich *Beyond Free Trade, Foreign Affairs* Vol. 61 No.4, Spring 1983, pp.791-792, その他は GATT, *Basic Instruments and Selected Documents* 各号による。

大きく頼っているアメリカに関しては、事態は同様である(表13)。東京ラウンドの結果、コードのもつ負のエネルギーは一層強まった。その一つの要因は、補助金・相殺関税に関する協定において、二次製品に対して交付することの禁止される補助金の例として、12の措置が示されたことである。trade relation system が tariff system から contingency system へと傾斜している状況下では、これは他国の措置が例示されたものに該当するとして、相殺関税を発動するための絶好の契機を与えるものである。コードの貿易に対する負の作用はこれに留まらない。非関税措置の発動をコントロールすべきはずのコードが、かえって貿易を巡る環境に不確実性を増々充満させるようになってきていることが、確実性を求めて、諸国を様々の形態の輸出規制協定の締結へと駆り立てているのである。

発動情況

カナダ				オーストラリア			
調査開始 件数	暫定措置	最終決定		調査開始 件数	暫定措置	最終決定	
		相殺関税 賦課	価格約束			相殺関税 賦課	価格約束
3							
3	3						
—	—						
2	1			6	2		
3	3			3	6		
2	2	3		5	3	1	
1	1	1	1	3	6	—	3
4	3	2	—	3	2	—	3

contingency system の中心概念は「損害」(injury) である。「損害」という言葉は GATT でしばしば用いられているにもかかわらず、その判定基準は明確なものではない。GATT の解釈では損害の認定は輸入国によってなされる。輸入国の損害認定に同意しない場合には、輸出国は、損害は引き起こされておらず、その怖れもないことを証明する義務をもつ。だがそれは著しく困難である。コードは、一国レベルでなされるこのような決定を国際的コントロールの下に置くことはできない。コードの策定によって trade relation system が国際性を失い、一層恣意的なものになる可能性はむしろ大きくなっていると言える。ウルグアイ・ラウンドではサービス貿易、投資、知的所有権、農業保護問題についてコードを策定することが agenda の中心に置かれている。また最近

では現産地規定についても同様の提案がなされている。だがコード主義は国際的統一ルールを創ることはできても、その恣意的解釈を防ぎえない。逆にコードが恣意的解釈に根拠を与えることがありうる。コード主義は contingency system を新たな領域に拡大し、貿易をより power-oriented なものにする可能性を内包している。<sup>40</sup>

## 5. GATT 相互主義ルールの欠文

自由貿易の守護神という一般に抱かれているイメージとはかけ離れたGATTの内実を形容する言葉には、「法律の迷路」、「例外の体系」、「自由貿易の神話」、「重商主義的取引の paperwork」等々、挙げるに事欠かない。だが極めを付けたのは、何と云っても、「やっつけ仕事ほど長持ちする」(ガードナー) だろう。これらはいずれも GATT の非現実性を言い表わしている。tariff system から contingency system への trade relation system の転換、貿易促進的なはずのコードの貿易制限的・逆噴射作用という事態の底にも、GATTの非現実性という共通の底土が脈打っている。GATT の非現実性は国際法としての GATT の性格にまず現れている。これまでも何度か言及したことだが、GATT は国際法として特殊な在り方をしている。すなわち一般の国際公法と国内契約法は、協定の締結を促進することではなく、なされた約束の実行を確実にすることを目的としているのに対して、GATT は関税引き下げのできるだけ多くの合意の形成を促進することを目的としている点に、GATT の特徴がある。<sup>41</sup> 一般の国際法がある目的を体現した協定を実行させるための法体系であるのに比して、GATT はその協定を締結するための法体系なのである。このような GATT と対照的な前者の国際法の代表例が IMF 協定である。すなわち GATT は迂回を重ねて現実にコミットするが、IMF 協定はストレートに現実に着床している。様々な協定を国際経済体制を実際に機能させるためのアクターと考えることができるならば、IMF 協定は現実に存在する国際経済体制を維持するための法体系であるが、GATT はある国際経済体制を将来において創り出すための法体系である、と云うことができる。IMF と GATTは同一の位相で手を携

えて世界経済を支え、動かしているのではない。両者の間には、国際法としての性格上、決定的な差異がある。戦後世界経済は、国際法として正反対の性格をもつこの二つの協定によって法的枠組を与えられたのである。

だが、GATT の正体を掴むためには、考察を国際法の次元に限るのは不十分である。国際法を世界経済の構造という土台を反映した上部構造の一つと考えることができるならば、上部構造を生み出す土台にまで眼を向けねばならない。IMF 協定と GATT の国際法としての正反対の性格は、両者が世界経済の構造を異なる位相で捉えていることを意味する。すなわち一方は現実的な位相で、他方は非現実的な位相で。世界経済の構造を捉える位相の相違が、両者の国際法としての性格の相違となって現われているのである。

IMF は、固定相場制に基づく統一的為替制度を維持することを基本的任務として設立された。各国は金または金 1 オンス = 35 ドルの価値をもつ米ドルによって自国通貨の価値を表示する（旧 IMF 協定第 4 条第 1 項）。このように共通の呼称単位（common denominator）によって表わされた通貨価値を「平価」（par value）と言う。平価から各国通貨間の関係が決まる。これを「平価による相場」（parity）と言う。そして各国通貨当局は直物為替相場を parity の上下 1 パーセント以内に維持するために為替市場に介入する義務を負う（同第 4 条第 3 項）。通貨当局が介入義務を果たしうるためには、介入によって通貨当局へ転嫁された外貨（ドル）債権の価値が安定していなければならない。これを保障するのがアメリカによる金ドル交換すなわち公的決済の維持である。金ドル交換を維持している限り、アメリカは為替相場安定の義務を履行しているものとみなすという規定（同第 4 条第 4 項(b)）は、固定相場制は非米諸国の為替市場への介入とアメリカの公的決済の実行という二つの義務がワンセットになって維持されている現実の表れである。固定相場制が維持されるためには、さらに自由金市場が整えられねばならない。金は国際決済手段として機能するだけでなく、すなわち「貨幣としての貨幣」として存在するだけでなく、一般商品として取引される。つまり金は存在を二重化する。固定相場制が維持されるためには、金の二重化した存在がパラレルな関係に置かれねばならない。つまり金

が商品として取引されるロンドン金市場における金価格が公定価格の水準に維持されねばならない。そのための規定が旧協定第4条第2項「平価を基礎とする金の買入れ」の「基金は、加盟国による金の取引のために、平価の上下のマージンを定める。加盟国は、平価に所定のマージンを加えた価格で金を買入れ、または平価から所定のマージンを差し引いた額未満の価格で金を売ってはならない」という規定である。この規定は公定金価格の規制だけでなく、民間金市場における金価格の管理をも意図したものである。金の市場価格が管理されねばならないのは、存在を二重化した金が各国通貨の平価を表示するニューメールの地位にあるため、公定価格に合致しない価格で、商品としての金が取引されるならば、為替相場の統一が保たれないからである。IMFが為替安定のための短期資金供給機構として機能するためには、さらにもう一つの条件が必要である。それが通貨の交換性の維持、具体的には、経常的支払に対する制限の回避、差別的通貨措置の回避、外国保有残高の交換可能性（第8条第2,3,4項）である。

以上を骨格とする旧 IMF 協定は、現実に存在する、あるいはロンドン金市場が再開され、通貨の交換性が回復されるまでの戦後過渡期を考慮に入れるならば、将来のある時点において現実に存在する国際経済制度を維持するための義務と制限・禁止を加盟国に課している。すなわち IMF は現実とともに立っている。世界経済の上部構造としての IMF の GATT との最も際立った相違はこの点にある。IMF が現実とともに立っていることは、「義務と禁止の体系」という旧 IMF 協定の国際法上の性格においてだけでなく、IMF の現実の展開過程の中に現れている。IMF の現実との一体性とは、しかしながら、IMF が何の困難もなく平穏無事に機能することを意味するものではない。むしろ逆に、ドル不足からドル過剰への転換点となった1958年以降、アメリカの慢性的な国際収支の赤字のために固定相場制の維持はしばしば困難に陥り、そしてその原因であるアメリカの国際収支赤字の最大の要因たる対外援助は、植民地体制の解体と冷戦下にある資本主義世界体制を支えるために不可欠の費用であるため削減することはできず、その結果、様々の国際通貨協力が必要とな

った。その最後の砦が金プール制度（1961-68年）である。だが、これも68年3月崩壊した。金プール制度の解体は固定相場制を維持するための前提条件たる金価格管理の放棄である。自由金市場への介入がなされず、金の市場価格が公定価格から乖離して推移しうるためには（金の二重価格制）、非米諸国による金交換の自粛すなわち公的決済の事実上の停止が不可欠である。公的決済がなされないならば、固定相場制の維持は、ひとり、非米諸国の為替市場への無制限の介入にかかることになる。だが、本来、金交換を前提条件としているにもかかわらず、それを欠いた跛行的なメカニズムによって固定相場制を維持せねばならないとなると、アメリカは別の次元で負担を強いられる。固定相場制を守るために、金交換のルートを断たれ、価値の安定性を欠いた外貨債権を蓄積せざるをえない非米諸国は、金交換自粛の受け入れと引き換えに、当然、アメリカに金融節度を要求する。その結果、アメリカは多国籍企業の活動能力とベトナムにおける軍事行動に制限を加えざるをえなくなる。資本主義の理性を体現した金を追放したことの復讐を、アメリカはこのような形で受けているのである。アメリカの世界戦略が、政治・経済両面からこれらの手枷足枷を嵌められるようになったのは、そのための現実的メカニズムを失っているにもかかわらず、固定相場制の維持を至上命令としているためである。これらの枷を脱し、政策の自由度を回復するためには、金プール制の崩壊によって既にその基盤を喪失している固定相場制を維持するという義務を放棄すればよい。このことの表明が、ニクソンの金ドル交換停止声明にほかならない。固定相場制の危機と崩壊という劇的な場面こそは、IMFの、矛盾を抱えた資本制経済との一体性を最も鮮明に示すものである。問題は、IMFが資本制経済のいかなる矛盾によっていかに規定されているかにある。

生産の無政府性という決して廃棄しえない矛盾をかかえる資本制経済は、交換過程における価値関係の形成を通じて、私的労働の社会的編成を実現せねばならない。この価値関係の中心に立つのが貨幣である。すなわち私的労働の生産物が貨幣と等置されることを通じて、あるいは貨幣の承認を受けることによって、具体的有用労働としての私的労働は、あらゆる具体性と有用性を削ぎ落

とされた、社会的総労働の一分肢を分掌する以外には意味をもたない抽象的人間労働としての社会的労働へと生成する。資本制経済は私的労働を社会的に編成することによって存立しており、それは貨幣なしには実現されない。そうであるが故に貨幣は生産に対して掣肘力をもつ。そして貨幣の生産に対する掣肘力を迂回化するために信用が生み出され、信用による貨幣の節約が進められ、それと引き換えに信用の貨幣化が実現する。そうになると、私的労働の社会的編成を経済空間の構成と言い表わすならば、本来、貨幣のもつ経済空間構成力は信用によって代位される。信用は兌換と並んで貸付・還流という収縮のルートをもつ。しかし信用は貸付・還流という水路におとなしく収まるものではない。信用は還流を予定して貸付けられるものではないからである。信用の運動を貸付・還流というルートにのみ委ねることによっては、信用の本来もつ発散性を押さえることはできない。信用が貨幣＝金を節約するために生み出されたものである以上、信用の発散性を制御しうるのは貨幣以外になく、そのための方法が兌換である。そこで信用によって貨幣を節約すると同時に、節約された貨幣の新たな存在形態たる銀行準備金によって信用を規制し、もって社会的需要に一致した労働編成を実現するという媒介構造ができ上がる。金貨本位制、金地金本位制、金為替本位制という資本制経済における貨幣制度の発展は、貨幣の役割を対外決済用へと限界化し、信用の規制を介した貨幣の生産に対する掣肘力を維持しつつ迂回化してゆく過程であった。IMF体制においてはこの迂回化はさらに進む。再生産の世界的連関の中心に立つという条件と有力な国際金融市場をもつという条件に支えられて、中心国通貨・ドルが国際通貨の地位に就き、国際決済はドルによって担われるようになるが、IMF体制においては、国際通貨を支える構造の一要素たる信用に対する規制は民間レベルでの金現送から、通貨当局間に限定された金交換へと、つまり国家の手へと迂回化される。そして非米諸国はドルとの間に固定相場を維持する義務を負い、この義務が国内の信用に対する規制力として働く。そして固定相場を維持するための不可欠の条件となっているのが、アメリカによる金交換である。金交換の維持は世界経済全体に凝集力を与えるための最後の拠り所となっているのである。



私的労働の社会的編成が直接にはではなく、商品交換を介して実現されねばならないという資本制経済における労働の特殊な性格が、信用を介してどのように迂回化されたルートを通じてであれ、貨幣の生産に対する掣肘力が維持されることを要求する。それは資本主義の矛盾によって生み出された理性である。IMF 体制における金ドル交換は、資本主義の現実の矛盾によって生み出された理性が、迂回化に迂回化を重ねた極致において際疾く保たれている姿である。

しかし共同利害の自立化した存在たる国家の手に委ねられた理性は、経済的合理性のみによって働くものではないという意味で、経済に対して自動制御的ではありえなくなる。事実、資本主義世界体制を維持するコストを負担するアメリカに、諸国は政治的に強制された金交換の自粛をもって協力した。だが資本主義の理性を体現した金が姿を現さないことは、それが死んだことを意味するものではない。国際通貨危機の頻発に直面し、理性は諸国を国際通貨協力へと向かわせ、アメリカの政策にさえも石を抱かせることを通じて本領を発揮した。そしてその重みに耐えかねたアメリカが、貨幣のもつ経済への掣肘力という資本主義の理性を扼殺することによって——その正式表明が金ドル交換停止声明である——、固定相場制は潰えた。IMF が現実とともに立っているということは以上のこと、すなわち資本主義の現実の矛盾が生み出した理性を体現しているが故に IMF は現実を動かさず、同時に理性が矛盾に足場を持っているが故に、IMF が現実の矛盾によって容赦なく翻弄されることである。

あらゆる防御手段をもって固定相場制の維持という原則の破壊要因と格闘した IMF に比して GATT は、無差別・多角主義という原則の破壊要因に対して、防御手段をもって立ち向かうのではなく、破壊要因をさっさと自分の外へと放り出し続けてきた。GATT は困難の解決を他者に委ね、世界貿易における勢力圏を自ら狭めながら存続してきた。IMF と対照的な GATT の展開は、GATT がこれほどの矛盾にも耐えうる柔構造を持っていることを示すものでは決してない。それはそもそも GATT が現実とともに立っていないことを示すものである。現実の矛盾が生み出した過剰貨幣資本の蓄積が、金ドル交換という理性を維持することを不可能にするほど重みを増したが故に、固定相場制は崩

れた。しかし世界貿易の現実がGATTを否定しているにもかかわらずGATTは残る。それはGATTの強さの証明ではない。GATTが現実的に足場を持っていないことの証しである。GATTの体現している理性が架空のものであることの証左である。

戦後世界経済に最も包括的な法的枠組を与えたIMFとGATTという二つの上部構造の対照的な展開は、両者は世界経済の構造という土台を異なる位相で、すなわち前者は現実的な位相で、後者は非現実的な位相で捉えていることを物語っている。IMFは世界経済を基軸国・非基軸国という非対称的な構造として捉えている。そして基軸国通貨に国際通貨の諸機能を担わせると同時に、国際通貨の活動を制限する金交換の義務を基軸国に負わせている。金交換の義務は基軸国経済に対する掣肘力となるだけでなく、自国経済に錘を与える固定相場の維持という義務を、非基軸国が果たすための前提条件でもある。基軸国による公的金決済は世界経済の発散性を押さえる対抗錘である。IMFは、資本制経済における労働の特殊な性格から、貨幣を巡って創り出される媒介構造の法的表現にほかならない。その核心は基軸国の規定と貨幣フェティシズムの規定にある。

世界経済は非対称的な構造をもつ。だが、すべての人が商品所有者という同等の資格で関係しあい、等価物どうしを交換するという国際商品交換の次元から世界経済が捉えられるならば、商品交換の背後にある差異は消失し、世界経済の構造における非対称性も対称性に置き換えられる。この置き換えを比較生産費説はなした。そして比較生産費説に法の衣を着せたのがGATTである。このようなGATTが同質性と対称性の下でしか有効に機能しえないことは、言うまでもない。だが現実の世界経済は非対称性の構造をもつ。それ故に、そこで生じる種々の問題に、対称性の諸前提で組み立てられたGATTは有効な対処をなしえないのである。GATTの骨格を概観した際GATTの不名誉な面として挙げたいくつかのもののほかに、次のようなこともある。ダンピング防止税と相殺関税は、GATT第6条で認められた、不公正な競争に対する対抗手段である。だが実態は異なる。多数の取引についての詳細を把握しうる官

僚組織をもった大国ほど、ダンピング防止税と相殺関税の賦課を行うことが容易となり、それらはむしろ貿易をより power-oriented にする要因となっている。反対に高い国際競争力をもつが十分な国内市場をもたない小国ほど、海外市場へ依存する度合は大きく、ダンピング防止税と相殺関税の網にかかりやすい。「強きを助け弱きを挫く」このような現実に対して、GATT は有効なカウンターバランスを提供しえない。それは GATT が非現実的だからである。

「GATT は非現実的である」、「GATT は現実とともに立っていない」と私は何度も強調してきた。私がこう言うのは、GATT の原則についてである。戦後の関税引き下げ交渉は、関税が主要な貿易制限手段とはならなくなるほど著しい成功を収め、貿易主導型成長の実現に貢献してきた。そして GATT は関税交渉の場を提供した。この事実を否定することはできない。しかし GATT が提供したのは交渉の場なのである。交渉の原則あるいは問題解決の原則を、GATT は決して提供しなかった。GATT が交渉の場を提供しただけで、原則を提供しなかったが故に、そこでは原則によってではなく、押しつけ合いの中で問題の解決が図られる。交渉参加者は誰も戦略的、便宜主義的となる。彼らは皆、綱渡りの芸人的役割を演じねばならない。GATT という入れ物の中では、不確実性が溢れ、政治的要素がぶつかり合っている。これが現実である。現実を自分の方に向けさせることのできない GATT の自由貿易論は、いわば片思いの自由貿易論である。

IMF は、基軸国・非基軸国という世界経済の非対称性の構造を、貨幣＝金を介して対称性の構造に還元することによって、これを制御可能なものになっている。GATT は諸国の関係を、ナマのままに対称的なものとみている。対称性の世界を統御するには、一般的等価形態という特殊な地位にある金という存在は必要ではない。GATT の非現実性の根元はここにある。すなわち基軸国の規定の欠落、貨幣フェティシズムの欠如、これが GATT における二つの大いなる欠文である。この二つの欠文を抱えた GATT の肉体は不感症である、と言って悪ければ、現実によって生命を吹き込まれていない。現実によって生命を吹き込まれた肉体を備えた法体系であってこそ、現実と格闘しうる。IMF

がそうであったように、GATT の肉体には現実の生気が息づいていない。それ故に現実には立ち向かいえない。またそれ故に、現実と無関係に存続しうるのである。

世界貿易を律する最高のルールの内実がこうであるにもかかわらず、戦後一貫して貿易の「自由化」は推し進められ、世界経済の統一性は維持されている。戦後期固有のこの成果を GATT は刈り取った。だがその種子を播いたのは GATT 原則ではない。そもそも GATT という船は航海に欠くことのできない底荷を積んでいない。それ故に世界貿易の大海へと漕ぎ出すことができないのである。戦後は植民地体制の解体という大きな重荷を、資本主義に負わせた。この負の遺産は、存続するためには内包的発展を実現することを、至上命令として資本主義に課した。この post colonial age という歴史的環境が、資本主義になすべきことをなさしめたのである。

GATT は、いわば、非対称性の世界を対称性の容器に収めようとしている。対称性の世界には、現実世界の非対称性を補う、IMF における貨幣＝金の如き特殊な存在は存在しない。その代わりに用意されたのが協議という人的依存関係である。だが貨幣＝金によって織られた物象的依存関係の straight jacket を脱ぎ捨てるならば、対称性の容器に収まらない非対称的な関係は、協議における政治的交渉力となって噴出する。問題の解決において政治的交渉力が大きな地位を占めるようになると、基本的原則に一致しているか否かではなく、関係国によって交渉の結果が受け入れられるかどうか、あらゆる行動の合法性の究極的な判定基準となる。原則から逸脱した行為であっても、損害を受けた国に十分な補償が与えられるならば、その行為は受け入れられるのである。交渉において、補償以上に強力な武器となるのが報復である。この切札が交渉で用いられると、ルールや協定を守ることを強制しうる力は、損害を受けたと主張する国の報復力<sup>(4)</sup>によって決定されるようになる。報復力の最大の物質的基盤は国内市場である。現在のアメリカの国際通商に対する姿勢は、広大な国内市場を武器に、保護主義的措置を垣間見せながら、交渉を有利に導こうとしているものだと言えるだろう。このような協議のシステムは、小国に大きい負担を

負わせるものであることは言うまでもない。

GATT 成功の鍵鑰はその運用の弾力性にある、とはよく言われることである。だが、このような捉え方は甘い、と私は思う。GATT という鏡が転倒させて映し取った世界経済の構造にまで眼を向けないが故に、こんな甘い GATT 評が出て来るのである。GATT は、物象的依存関係に拠らねば統べることのできない非対称性の構造をもつ世界経済を、対称性の諸前提の下で統べろうとする。対称性の世界では物象的依存関係に代わって、人的依存関係が支配する。対称性としての世界経済把握すなわち基軸国の規定の欠如と貨幣フェティシズムの喪失は表裏一体である。GATT の成功とは、対称性を横糸とし、人的依存関係を縦糸として織られたその原則の非現実性のことである。運用の弾力性とは、協議において、原則とルールが、対称性の器には収まらない非対称性の発現たる政治的交渉力によって翻弄され、原則に基づく解決よりも政治的妥協が優先されることである。

- (1) R.H. Snape (ed.) *Issues in World Trade Policy: GATT at the Crossroads*, London, Macmillan, 1986, p.11.
- (2) H. Shutt, *The Myth of Free Trade*, Oxford, Basic Blackwell, 1985.
- (3) R.N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy: The Origine and the Prospects of Our International Economic Order* (New, Expanded Edition), New York, Magraw-Hill, 1969. 村野孝・加瀬正一訳『国際通貨体制成立史』(上) 東洋経済新報社, 1973年, 22ページ。
- (4) 同上書, 邦訳(上), 190ページ。
- (5) 同上書, 邦訳(上), 170ページ。
- (6) 同上書, 邦訳(上), 180ページ。
- (7) 同上書, 邦訳(下), 574ページ。また, J.Culbert, War-time Anglo-American Talks and the Making of GATT, *The World Economy*, Vol. 10, No. 4, 1987, 12 においても, 関税引き下げと特恵の廃止を巡る英米の角逐が描写されている。
- (8) W. Diebold, Jr., *The End of ITO (Essays in International Finance, No. 16)*, Princeton, Princeton University, p.14.
- (9) *Ibid.*, pp.17-18.
- (10) *Ibid.*, p.24.
- (11) J.H. ジャクソン (松下満雄訳) 「東京ラウンド以後の米国および国際的通商政策」

『国際商事法務』第9巻第1号, 1981年1月, 2-3ページ。

- (12) K.W. Dam, *The GATT: Law and International Economic Organization*, Chicago, The University of Chicago Press, 1970, pp.26-27.
- (13) *Ibid.*, p.58.
- (14) 岡茂男「ガット体制と関税交渉方式」『武蔵大学論集』1969年3月, 56ページ。
- (15) 清水章雄「国際通商における法の支配——輸出自主規制協定の挑戦とガット」住吉良人・大畑篤四郎編『二十一世紀の国際経済法』成文堂, 1982年, 186ページ。
- (16) K.W. Dam, *op. cit.*, p.29.
- (17) 「特惠の限度」とは、同種の製品に対する最恵国税率と特惠税率との間の絶対的な差をいうものであり、これらの税率の間の比例的な関係をいうものではない。例えば、従価税の場合、最恵国税率が50パーセントであり、特惠税率が25パーセントであるならば、「特惠の限度」は最恵国税率の2分の1ではなく、25パーセントと測られる(従量税についても同様)。従って、最恵国税率が30パーセントへと引き下げられるならば、特惠税率は15パーセントではなく、5パーセントまで引き下げられる。最恵国税率が引き上げられる逆の場合には、特惠地域にとっては問題となる。最恵国税率が70パーセントまで引き上げられるならば、「特惠の限度」を拡大しないためには、特惠税率も同じパーセンテージ・ポイント(20パーセント)だけ引き上げられねばならないからである。ところで「特惠の限度」に関するこの規定に服するのは、最恵国税率が、GATTの関税交渉において決定された譲許税率である場合である。1954年、イギリスは、インフレーションの高進のために弱まった、従量税の保護効果を回復するために、最恵国税率の引き上げを申し出たが、その際、同時に特惠税率を引き上げることせず、「特惠の限度」は拡大することになった。英連邦諸国との特別な紐帯が特惠税率の引き上げを困難にしたのである。当該財をイギリスへ輸出しているヨーロッパ諸国は、「特惠の限度」の拡大を相殺する、他の品目に対する補償的関税引き下げを要求した。これに対してイギリスは、「貿易の実質的転換」という基準を持ち出して諸国に応えた。すなわち、イギリスは当該財を帝国内諸国から輸入していないので、帝国外諸国に対する最恵国税率を引き上げても、貿易の転換は生じない、つまり帝国外諸国からの低コストの輸入が、帝国内からの高コストの輸入に取って替わられることはない、従って補償的関税引き下げを行う必要はない、というのである。イギリスのこの措置は、帝国外諸国からの輸入を減少させ、国内生産を増大させる。しかしこれはGATTに抵触しない。というのは、当該財に対する税率は譲許税率ではなく(unbounded)、譲許税率でない限り、締約国はそれについては絶対的な裁量をもつからである。イギリスが帝国内諸国に特惠税率を与えているために、「特惠の限度」が生まれるのであり、それが拡大するという理由で、譲許税率でないにもかかわらず、最恵国税率を引き上げる権利を制限するのは、イギリスに対する差別になるのである。結局、イギリスの主張は認められ、貿易の実質的転換が生じないという条件を付し

- て、最恵国税率のみを引き上げるというイギリスの措置に対して waiver が与えられた (*Ibid.*, pp.45-47)。
- (18) 丹宗昭信・山手治之・小原喜雄編『国際経済法』青林書院，1987年，59ページ。
- (19) 同上書，178-179ページ。
- (20) 松下満雄『国際経済法——国際通商・投資の規制——』有斐閣，1988年，166ページ。
- (21) MFA については次のものを参照した。西田勝喜「国際的セーフガード問題と MFA 貿易」『経済学研究』(九州大学) 第47巻第2・3号，1981年8月，H.E. Bhagirath L. Das, The GATT Multi-Fibre Arrangement, *Journal of World Trad Law* Vol. 17, No. 2, 1983, 3-4, G.P. Sampson, Market Disturbance and the Multifibre Arrangement, in R.H. Snape (ed.) *op. cit.*, M. Majmudar, The Multi-Fibre Arrangement (MFA IV) 1986-1991: A move towards a Liberalized System?, *Journal of World Trade*, Vol. 22, No. 2, 1988, 4, G.P. Sampson, Pseudo-economics of the MFA—a Proposal for Reform, *The World Economy*, Vol. 10, No. 4, 1987, 12.
- (22) M. Majmudar, *ibid.*, pp.123-125.
- (23) M. Kostecki は，1980年代半ばにおいて，世界貿易の10%以上（燃料を除けば，およそ12%）が，輸出自主規制協定，MFA，市場秩序維持協定 (Ordering Marketing Arrangement) など何らかの形の輸出規制措置に縛られていると推定している (M. Kostecki, Export-restraint Arrangements and Trade Liberalization, *The World Economy*, Vol. 10, No. 4, 1987, 12, p.429)。
- (24) 松下満雄，前掲『国際経済法』56-57ページ。
- (25) 松下満雄『日米通商摩擦の法的争点』有斐閣，1983年，140-141ページ。
- (26) 清水章雄，前掲論文，201ページ。
- (27) ケネディ・ラウンド全般の内容については，次の文献を参照のこと。J.W. Evans, *The Kennedy Round in American Trade Policy: The Twilight of the GATT*, Cambridge, Harvard University Press, 1971, 片山謙二「ケネディ・ラウンド妥結の意義——転換を余儀なくされた米国の世界政策」『貿易と関税』1967年8月，並木信義「ケネディ・ラウンドと EEC」『アナリスト』1967年4月，岡茂男「ケネディ・ラウンドのゆくえ——EEC の混迷と米通商政策」『エコノミスト』1966年2月22日，同「ケネディ・ラウンドの総括的評価——日本をとりまくきびしい条件」『エコノミスト』1967年6月6日，同「ケネディ・ラウンドと日本貿易の前途——日本はいかに対応すべきか」『世界経済評論』1967年8月，同「世界経済の潮流とケネディ・ラウンド」『アナリスト』1967年10月，大蔵省関税局監修『ケネディ・ラウンドの全貌』日本関税協会，1967年，行沢健三『世界貿易論』筑摩書房，1976年，131-149ページ，「ケネディ・ラウンドの全貌」『貿易と関税』1967年7月。
- (28) 内田宏・堀太郎，前掲書，706-707ページ，大蔵省関税局監修，同上書，10-11ページ。

- ジ, 小林勇五郎『ガットの知識』日本経済新聞社, 1963年, 146-147ページ。
- (29) K.W. Dam, *op. cit.*, p.70.
- (30) *Ibid.*, pp.75-76.
- (31) 岡茂男, 前掲「世界経済の潮流とケネディ・ラウンド」18ページ。
- (32) J.M. Finger, Ideas Count, Words Inform, in R.H. Snape (ed.), *op. cit.*, p.259.
- (33) 各種コードの詳細な解説を含めた東京ラウンド全般の説明については, 次の文献を参照のこと。東京ラウンド研究会編『東京ラウンドの全貌』日本関税協会, 1980年, 外務省経済局『東京ラウンドが世界貿易体制とわが国の貿易に及ぼす影響』, 1980年, 三宅正太郎編著『貿易摩擦とガット』日本関税協会, 1985年。
- (34) この12項目の内容については, 東京ラウンド研究会編『東京ラウンドの全貌』179-180ページを参照。
- (35) J.H. Jackson, J. Louis and M. Matsushita, *Implementing the Tokyo Round: National Constitution and International Economic Rules*, The University of Michigan Press, Michigan, 1984, pp.169-171.
- (36) R.H. Snape, Is Non-discrimination Really Dead?, *The World Economy*, Vol. 11, No. 1, 1988, 3, pp.10-12.
- (37) 岡茂男「非関税措置国際コードとガット体制——協議・紛争処理・監視制度の創設——」『武蔵大学論集』第32巻第5・6号, 1985年3月, 6-7 ページ。
- (38) 松下満雄, 前掲『国際経済法』83ページ。
- (39) trade relation system の概念ならびにその転換という考えは, Rodney de C. Grey, Decline of the GATT System, in R.H. Snape (ed.) *op. cit.* に負う。
- (40) *Ibid.*, pp.27-28.
- (41) K.W. Dam, *op. cit.*, p.80.
- (42) Per Magnus Wijkman, Informal Systemic Change in the GATT, *The World Economy*, Vol. 9, No. 1, 1986, 3, p.45.